

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年7月23日
【計算期間】	第8特定期（自 平成21年10月27日 至 平成22年4月26日）
【ファンド名】	J Fグレート・アジア3・ファンド
【発行者名】	J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 サイモン・エフ・ウォールス
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
【事務連絡者氏名】	内藤 敏信
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
【電話番号】	03-6736-2000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

（イ）ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

当ファンドは、投資対象国の異なる以下に掲げる3つの証券投資信託の受益権に投資する追加型株式投資信託です。

- ・ J F 日本株・アクティブ・オープン F（適格機関投資家専用）
- ・ J F チャイナ・アクティブ・オープン F（適格機関投資家専用）
- ・ J F インド株アクティブ・オープン F（適格機関投資家専用）

（以下「各ファンド」といいます。）

（後記「2 投資方針(1)投資方針」をご参照ください。）

（ロ）信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1,500億円を限度として信託金を追加することができます。

（ハ）基本的性格

社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づく、当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類^{*1}—追加型投信/内外/株式

属性区分^{*2}—投資対象資産：その他資産（投資信託証券（株式 一般））^{*3}

^{*3} 各ファンドへの投資または各ファンドによるマザーファンドへの投資を通じて、株式に実質的な投資を行いますので、投資対象資産は、その他資産（投資信託証券（株式 一般））と記載しています。

決算頻度：年4回

投資対象地域：日本、アジア

投資形態：ファンド・オブ・ファンズ

為替ヘッジ：なし

※1 商品分類の定義（社団法人投資信託協会—商品分類に関する指針）

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド。
内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの。
株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの。

※ 2 属性区分の定義（社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」）

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式 一般））： 各ファンドへの投資および各ファンドによる親投資信託への投資を通じて、主として株式に投資するもののうち大型株属性*、中小型株属性*のいずれにもあてはまらない全てのもの。
決算頻度	年 4 回： 目論見書または信託約款において、年 4 回決算する旨の記載があるもの。
投資対象地域	日本、アジア： 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本および日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ： 社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第 2 条に規定するもの。
為替ヘッジ	なし： 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの。

* 「大型株属性」……目論見書または信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの。
「中小型株属性」…目論見書または信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの。

（注）上記の属性区分の定義については、社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」を参考に委託会社
が作成したものが含まれます。

（参考）社団法人投資信託協会が規定する商品分類および属性区分の一覧

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単 位 型	国 内 海 外	株 式
		債 券 不動産投信
追 加 型	内 外	その他資産 （ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり ()
	年2回	日本		
	年4回	北米		
	年6回 (隔月)	欧州		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
	日々	オセアニア		
	その他 ()	中南米		
		アフリカ		
不動産投信		中近東 (中東)		
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

* 当ファンドを含むすべての商品分類および属性区分の定義については、
社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。
HPアドレス：<http://www.toushin.or.jp/>

(二) ファンドの特色

- ① 各ファンドを通じて、日本、中国・香港およびインドの株式に投資します。
- ② 各ファンドの投資対象市場の見通しに応じて、資産配分を行います。
- ③ 各ファンドを通じて投資する外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、経済事情や投資環境等の急変などが起きた場合、為替ヘッジを行うことがあります。
- ④ 年4回決算を行い、基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。
ただし、必ず分配を行うものではありません。
決算日は原則として毎年1月、4月、7月、10月の26日（休業日の場合は翌営業日）です。
- ⑤ 当ファンドは、JFアセット・マネジメント・リミテッド*に、運用の指図にかかる権限のうち運用対象およびその投資比率を決定する権限を委託します。

* JFアセット・マネジメント・リミテッドおよび委託会社は、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループの一員です。

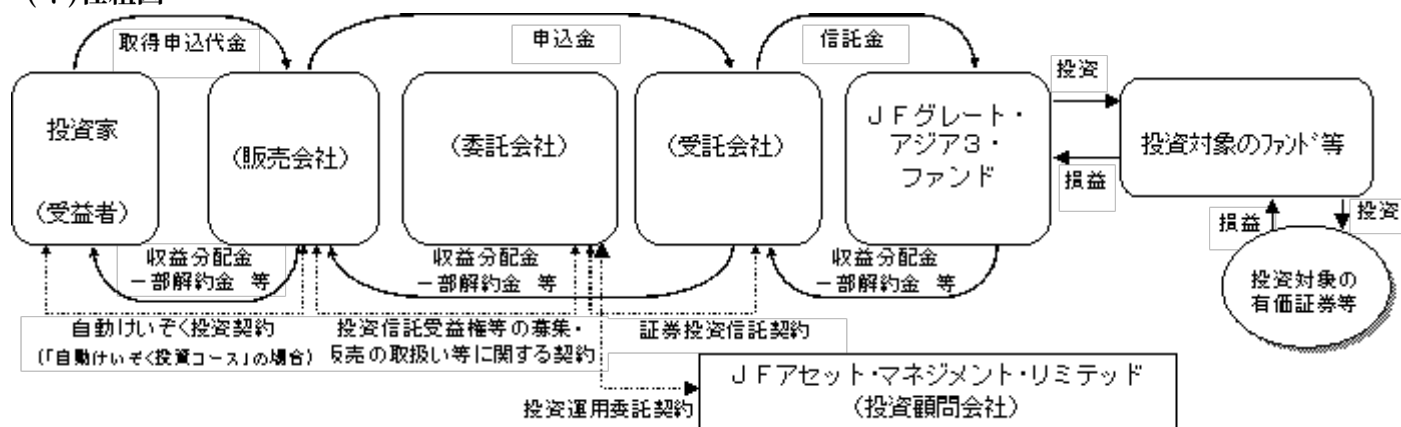
「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループとは、J Pモルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下になり、直接または間接的に資本関係のある運用会社を総称するものです。

(2) 【ファンドの沿革】

平成18年4月27日 当ファンドの信託契約締結、および設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

(イ) 仕組み



(ロ) 当ファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

① J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社（委託会社）

当ファンドの委託会社として、受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

② 三菱UFJ信託銀行株式会社（受託会社）

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

委託会社との契約により、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

③ JFアセット・マネジメント・リミテッド（投資顧問会社）

委託会社との契約により、委託会社から当ファンドの運用対象およびその投資比率を決定する権限の委託を受け、これらを決定します。

④ 販売会社

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

(ハ) 委託会社の概況

① 資本金 2,218百万円（有価証券報告書提出日現在）

② 会社の沿革

昭和46年 ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設

昭和60年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は昭和62年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

平成2年 ジャーディン・フレミング投信株式会社設立

平成7年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン・フレミング投信・投資顧問株式会社となる。

平成13年 ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更

平成18年 J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

平成20年 J Pモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

③ 大株主の状況（有価証券報告書提出日現在）

名 称	住 所	所有株式数(株)	比率(%)
ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク	米国デラウェア州	56,265	100

2【投資方針】

（1）【投資方針】

（イ）運用方針

当ファンドは、各ファンドの受益権に投資することにより信託財産の中長期的な成長を目指します。
各ファンドの選定は、投資先ファンドの具体的な投資先を重視して行っております。

（ロ）投資態度

① 当ファンドの投資プロセス

当ファンドは、J Fアセット・マネジメント・リミテッドに、運用の指図にかかる権限のうち運用対象およびその投資比率を決定する権限を委託します。

J Fアセット・マネジメント・リミテッドはフルインベストメントを基本とし、各ファンドの投資対象市場に対する見通しに応じて、各ファンドへの資産配分を行います。

また、キャッシュ^{*}を除いた部分の各ファンドへの投資比率をおおむね次の範囲内で決定します。

^{*} J Fグレート・アジア3・ファンド信託約款（以下「信託約款」といいます。）第21条第2項に掲げる投資対象をいいます。（以下①において同じ。）

- ・ J F日本株・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用） 20%～60%
- ・ J Fチャイナ・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用） 20%～60%
- ・ J Fインド株アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用） 10%～30%

経済事情、投資環境の急変や、多額の一部解約の実行の請求があることが予想される場合などのやむをえない場合には、一時的にキャッシュ比率を高める場合があります。

② 各ファンドの投資プロセス

次ページ以降をご参照ください。

なお、各ファンドの投資プロセスの説明は、各ファンドがそれぞれ主要投資対象とするJ F日本株・アクティブ・マザーファンド（適格機関投資家限定）、J Fチャイナ・アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）およびJ Fインド株アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）（以下「各マザーファンド」といいます。）におけるものです。以下、「(3)運用体制」および「3投資リスク (2)投資リスクに関する管理体制」における各ファンドごとの説明も同様です。

各ファンドの概要

J F日本株・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）

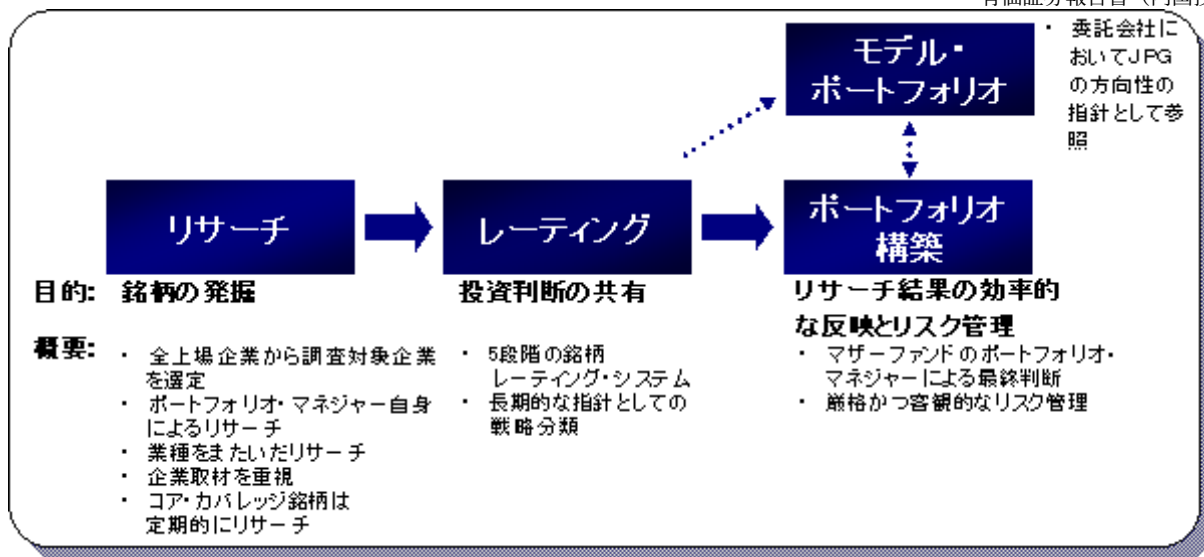
基本的性格	追加型投信／国内／株式
ファンドの目的	信託財産の成長をはかることを目的として、積極的な運用を行います。
投資方針	ファンドと実質的に同一の運用の基本方針[*]を有するJ F日本株・アクティブ・マザーファンド（適格機関投資家限定）を通じて、日本の株式の中から成長性があり、株価が割安と判断される銘柄を中心とし、信託財産の中長期的な成長を目指したアクティブ運用を行います。 [*] 実質的に同一の運用の基本方針とは、投資の対象とする資産の種類、運用方針、運用方法、投資の対象とする資産についての保有額もしくは保有割合にかかる制限または取得できる範囲にかかる制限その他の運用上の制限が実質的に同一（上記マザーファンドにおける収益分配方針および上記マザーファンドへの投資にかかるものを除きます。）のものをいいます。 上記マザーファンドの投資対象には不動産投資信託等の受益証券、法令により当該受益証券とみなされる受益権、および投資証券（以下あわせて「REIT」といいます。）も含まれます。「不動産投資信託等」とは、投資信託および投資法人のうち、その投資信託約款または投資法人規約において、投資信託財産または投資法人の財産の総額についてその2分の1超の額を不動産等（土地の賃借権、地上権、不動産を主たる投資対象とする信託受益権等を含みます。）で運用することを目的とするものをいいます。
主要投資対象	J F日本株・アクティブ・マザーファンド（適格機関投資家限定）を通じて、日本の株式を主要投資対象とします。
ベンチマーク	TOPIX（配当込み）
委託会社	J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

● J F日本株・アクティブ・マザーファンド（適格機関投資家限定）の銘柄選択のプロセス

マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、委託会社のJ F運用本部に所属しており、またJ Fジャパン・ポートフォリオ・グループ（以下「JPG」といいます。）にも属します。JPGは「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループ^{*}各社で横断的に、J F日本株式ストラテジーによる運用を行うポートフォリオ・マネジャーにより構成されます。

^{*} J Pモルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下であり、直接または間接的に資本関係のある運用会社を総称して「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループという場合があります。委託会社は同グループの一員であり、同社のJ F運用本部は、同グループの一員である海外の拠点に所属するJPGのポートフォリオ・マネジャーと意見交換し、各銘柄の調査・分析を行っております。

（なお、資金動向や市況動向により、次のような運用ができない場合もあります。）



◆ 調査・分析（リサーチ）

企業の調査においては経営陣との面談による調査を重視し、その会社の主要業務だけでなく、各部門の競争力、商品開発、営業戦略など幅広い項目について質問します。

なお、REITに関しては、その運用会社や投資法人の責任者に対して企業取材を行います。

企業に対する取材で得られた情報に基づき、将来の利益、利益率のトレンド、キャッシュフロー等を算出し、様々な指標を用いて割安度の検討を行い、バランスシートの健全度や同業他社との比較や分析を行います。調査・分析は、JF運用本部に属する日本株担当のポートフォリオ・マネジャー全員が行います。また、「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループの海外の拠点に所属するJPGのポートフォリオ・マネジャーも行い、その結果に基づいてJF運用本部に属するポートフォリオ・マネジャーと意見交換を行います。

・調査・分析の特徴

個々の銘柄について、経験豊富な複数のポートフォリオ・マネジャーにより多角的な調査・分析が行われます。

- ◆ アナリストではなくポートフォリオ・マネジャー自身が調査・分析を担当
- ◆ 単一のセクターを担当するアナリストと違いポートフォリオ・マネジャーが広範なセクターを見ることで、異業種の複数銘柄における相対的魅力度の判定が可能
- ◆ ポートフォリオ・マネジャーがアナリストを兼任することにより、投資判断までの迅速な意思決定が可能

・企業に対する取材を重視

JF運用本部は年間延べ約2,300件（2009年実績）の企業に対する取材を行い、その結果を総合的に分析して、マザーファンドの運用に反映させています。

・コア・カバレッジ

JF運用本部では、日本株について、市場全体の動向を的確に分析するため、重点調査対象銘柄としてコア・カバレッジを活用します。コア・カバレッジは大型株式約250銘柄および小型株式約100銘柄で構成されます。原則、投資対象ユニバースの全ての業種から銘柄を選び、四半期毎に企業取材および銘柄レーティング^{*1}の見直しを行います。

なお、コア・カバレッジはポートフォリオ構築の際の直接的な判断材料ではありません。マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、コア・カバレッジを含む全ての投資ユニバースに対する取材結果、銘柄レーティングおよび戦略分類^{*2}をもとに最終的な投資判断を行います。

*1 JF運用本部により各銘柄に付与されるレーティング（評価）のことです。各銘柄は1から5で評価され、レー

ティング「1」は「買い」を意味し、それ以降数字が大きくなるにつれレーティングは下がります。

※2 J F運用本部において独自の定義に基づき、各銘柄を株価に関係なく、企業の成長力に応じ分類したものです。

J Fチャイナ・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）

基本的性格	追加型投信／海外／株式
ファンドの目的	信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。
投資方針	ファンドと実質的に同一の運用の基本方針を有するJ Fチャイナ・アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）を通じて、今後予想される中国の経済成長の恩恵を受ける中国・香港の企業に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。
主要投資対象	J Fチャイナ・アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）を通じて、中国・香港の株式を主要投資対象とします。
ベンチマーク	M S C Iチャイナ・インデックス（税引後配当込み、円ベース）
委託会社	J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

J Fインド株アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）

基本的性格	追加型投信／海外／株式
ファンドの目的	信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
投資方針	ファンドと実質的に同一の運用の基本方針を有するJ Fインド株アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）を通じて、インドの株式の中から収益性・成長性などを総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。
主要投資対象	J Fインド株アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）を通じて、インドの企業の株式を主要投資対象とします。
ベンチマーク	M S C Iインド・インデックス（税引後配当込み、円ベース）
委託会社	J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

- J Fチャイナ・アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）およびJ Fインド株アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）の運用の委託先
運用の指図に関する権限をJ Fアセット・マネジメント・リミテッドに委託します。

- J Fチャイナ・アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）およびJ Fインド株アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）の銘柄選択のプロセス

J Fアセット・マネジメント・リミテッド*は、以下のプロセスに従い、運用を行います。

（なお、資金動向や市況動向により、下記のような運用ができない場合もあります。）

* アジア・太平洋地域グループ（以下「PRG」という場合があります。）は、国別スペシャリストや地域別スペシャリストなどで構成され、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループ各社のアジア・太平洋地域の株式運用戦略に基づく運用を行うポートフォリオ・マネジャーを兼任しています。

PRGのポートフォリオ・マネジャーは、同グループの各地域のポートフォリオ・マネジャーと意見交換し、各銘柄の調査・分析を行っております。



- (a) P R Gに属する国別スペシャリストが、それぞれの担当国に特化して現地に密着した企業調査を実施し、次の2つの視点から各企業の分析を行います。
- ビジネスの構造的な質（長期的な視点）：業種としての魅力、業種内での競争力、資本構成、経営者の質、配当政策など
 - 期待される相対的な株価収益（短中期的な視点）：株価バリュエーションの絶対的・相対的な割高・割安感、株価バリュエーション再評価の可能性、業種全体の動向、流動性、情報の量と質など
- (b) 上記の分析に基づくアウトプットとして、国別スペシャリストは、株価収益が市場全体の平均を上回ると判断する度合いに応じ、各企業を1～5の銘柄レーティング（1＝もっとも市場を上回る株価収益が期待できる銘柄、5＝もっとも市場を下回ると思われる銘柄）に格付けします。
- (c) 運用担当ポートフォリオ・マネジャーは、1または2とレーティング付けされた銘柄を中心に、P R G内のミーティングにおける議論・検討の内容を参考にしつつ、業種分散や流動性等の観点からポートフォリオ全体のリスクを総合的に勘案しながら、ポートフォリオの組入銘柄およびその比率を決定します。なお、組入銘柄については、銘柄レーティングが1または2の銘柄を中心としますが、市場環境や売買のタイミング、流動性等の理由により、レーティング上位銘柄の非保有や、レーティング下位銘柄の保有が生じる場合があります。

（２）【投資対象】

（イ）当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券（金融商品取引法第２条第１項または同条第２項に定めるものをいいます。以下同じ。）
2. 為替手形

（ロ）委託会社は、信託金を、前記（イ）の資産のうち、証券投資信託であるＪＦ日本株・アクティブ・オープンＦ（適格機関投資家専用）、ＪＦチャイナ・アクティブ・オープンＦ（適格機関投資家専用）およびＪＦインド株アクティブ・オープンＦ（適格機関投資家専用）の受益権、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下（ロ）において同じ。）に主として投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. コマーシャル・ペーパー
6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、１から５までの証券または証書の性質を有するもの
7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、１から４までの証券および６の証券または証書のうち１から４までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借り入れ）に限り行うことができるものとします。

（ハ）委託会社は、信託金を、前記（ロ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（ニ）前記（ロ）の規定に関わらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を主として前記（ハ）に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

(ホ)当ファンドが投資対象とする各ファンドの名称、運用の基本方針、主要な投資対象および委託会社の名称は、下記のとおりです。

投資対象の名称	運用の基本方針	主要な投資対象	委託会社の名称
J F日本株・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）	ファンドと実質的に同一の運用の基本方針を有するJ F日本株・アクティブ・マザーファンド（適格機関投資家限定）を通じて、日本の株式の中から成長性があり、株価が割安と判断される銘柄を中心とし、信託財産の中長期的な成長を目指したアクティブ運用を行います。	J F日本株・アクティブ・マザーファンド（適格機関投資家限定）を通じて、日本の株式を主要投資対象とします。	J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社
J Fチャイナ・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）	ファンドと実質的に同一の運用の基本方針を有するJ Fチャイナ・アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）を通じて、今後予想される中国の経済成長の恩恵を受ける中国・香港の企業に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。	J Fチャイナ・アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）を通じて、中国・香港の株式を主要投資対象とします。	J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社
J Fインド株アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）	ファンドと実質的に同一の運用の基本方針を有するJ Fインド株アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）を通じて、インドの株式の中から収益性・成長性などを総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。	J Fインド株アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）を通じて、インドの企業の株式を主要投資対象とします。	J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

（３）【運用体制】

（イ）当ファンドの運用体制

- ① J F アセット・マネジメント・リミテッドにおいては、それぞれの担当国に特化して現地に密着した調査・運用を行うポートフォリオ・マネジャー＝国別スペシャリストと、アジア地域全体をカバーして調査・運用を行うポートフォリオ・マネジャー＝地域スペシャリストとの間で行われる P R G（アジア・太平洋地域グループ）ミーティングで、アジアの投資方針が討議されます。
- ② 当ファンドの資産配分は、総勢52名(2010年6月15日現在)の P R G 内のポートフォリオ・マネジャーが、上記①の投資方針をもとに決定します。
- ③ J F アセット・マネジメント・リミテッドのリスク管理部門は、投資制限等を定期的に管理しています。また、コンプライアンス部門は法令順守のモニタリングを行っています。
- ④ 委託会社の運用商品管理部門（2010年6月15日現在16名）は上記に基づき、各ファンドの売買執行を行います。

（注）上記当ファンドの運用体制・組織名称等は、2010年6月15日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（ロ）委託会社による、運用の指図に関する権限の委託先および受託会社に対する管理体制

委託会社は、運用の指図に関する権限の委託先の管理については、社内規程を定め、その規程にしたがい、運用商品管理部門が運用体制の状況や運用の基本方針に沿った運用業務の遂行の確認等を行うことにより管理しております。

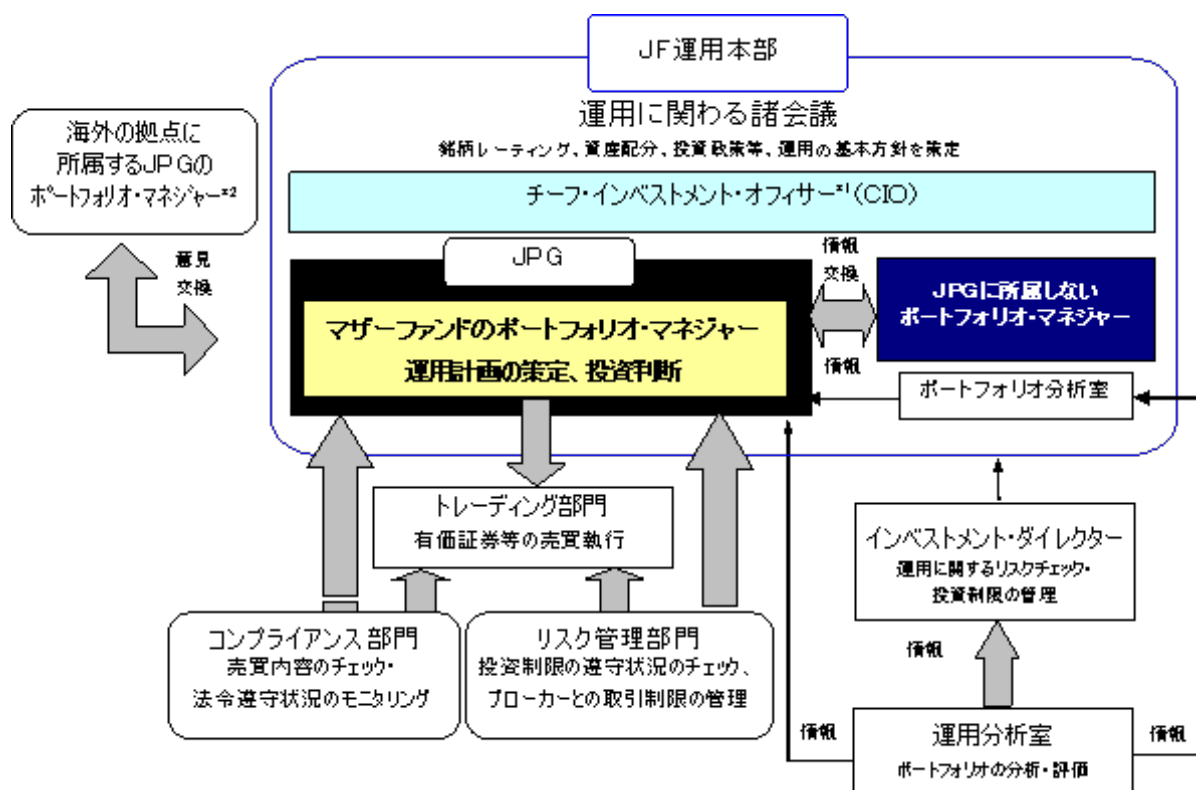
また、受託会社の管理については、委託会社の事務管理部門において、日々の業務を通じ、受託会社の管理体制および知識・経験等を評価しております。また、必要に応じミーティングを行い、受託会社の業務の状況を確認しております。

(ハ)各ファンドの運用体制

以下の運用体制は各ファンドの主要投資対象である各マザーファンドの受益証券にかかるものです。

J F 日本株・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）

委託会社の J F 運用本部の J P G が運用を行います。



※ 1 運用に関わる諸会議を主催し、J F 運用本部に所属するポートフォリオ・マネジャーを統括します。

※ 2 「J P モルガン・アセット・マネジメント」グループの一員である海外の拠点に所属しており、委託会社の所属ではありません。

- ① J F 運用本部は13名（2010年3月末現在）で構成されており、運用に関わる諸会議にて、銘柄レーティング、資産配分、投資政策等、運用の基本方針を策定します。
- ② マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、運用に関わる諸会議の基本方針を踏まえ、運用計画を策定しそれに基づき投資判断を行います。
- ③ トレーディング部門は、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーによる投資判断を受け、有価証券等の売買を執行します。
- ④ 運用分析室において、ポートフォリオの分析および評価が行われ、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーや運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターにその情報を提供します。また、ポートフォリオ分析室は、運用分析室からの情報を基に、必要に応じて更なる分析を行い、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーにその情報を提供します。
- ⑤ 運用部門から独立したリスク管理部門は、投資制限の遵守状況をモニターするなど運用状況の管理・監督を行い、何らかの理由で特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。また、インベストメント・ダイレクターは、運用に関するリスクのチェックおよび投資制限の管理を行います。
- ⑥ 運用部門から独立したコンプライアンス部門は、売買内容のチェック・法令遵守状況のモニタリングを行います。

（注）上記のマザーファンドの運用体制・組織名称は、2010年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

委託会社では運用業務規程を定め、運用等にかかわる組織およびその組織の権限と責任を明らかにするとともに、マザーファンド固有の運用に関する社内ルールを定めています。

※ 委託会社による受託会社に対する管理体制については、前記（ロ）をご参照ください。

J Fチャイナ・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）**J Fインド株アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）**

- ① J Fアセット・マネジメント・リミテッドのアジア株運用はPRGのメンバーが携わっています。
- ② それぞれの担当国に特化して現地に密着した調査・運用を行うポートフォリオ・マネジャー＝国別スペシャリストと、アジア地域全体をカバーして調査・運用を行うポートフォリオ・マネジャー＝地域スペシャリストが、それぞれの役割を補完し合っています。
- ③ 国別スペシャリストと地域スペシャリストとの間で行われるPRGミーティングで、アジアの投資方針が討議されます。
- ④ 年間で延べ約5,600件の企業に対する取材を行っています。（2009年実績）＊
＊ 取材とは、企業訪問、企業来訪、電話取材等を通じて、企業の情報を得ることをいいます。
- ⑤ 国別モデル・ポートフォリオ＊に含まれる企業には、原則として半年に1回以上の企業に対する取材を行っています。
＊ 国別モデル・ポートフォリオとは、国別スペシャリストが構築するその国の銘柄だけで構成されたモデル・ポートフォリオです。
- ⑥ 企業に対する取材によって得られた情報は「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループ内のデータベース・システム（J F I R S T）に記録され、PRGを含む類似の運用プロセスによる運用を行う同グループ内のポートフォリオ・マネジャーによるアクセスを常に可能とすることにより、最新の情報の共有化を図っています。
- ⑦ J Fインド株アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）においては、PRGと共に、グローバル・エマージング・マーケット株式運用グループ＊からの情報提供も活用します。
＊ 「グローバル・エマージング・マーケット株式運用グループ」は、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループ各社の新興国の株式運用を行うポートフォリオ・マネジャーおよびアナリストで構成されます。

※ 委託会社による運用の指図に関する権限の委託先および受託会社に対する管理体制については、前記（ロ）をご参照ください。

（４）【分配方針】

計算期間終了後に、以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲

信託約款第41条第１項のとおりとします。

② 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

③ 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

<参考>

収益分配金の支払いについて

① 収益分配金は、計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者

（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として計算期間終了日から起算して５営業日目までに支払いを開始します。

② 受益者が、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票（当ファンドが振替受益権化される以前に発行されたもの）を保有している場合には、その収益分配金交付票と引換えに当該収益分配金を受益者にお支払いします。

③ 「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

（イ）信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して一定の制限および限度を定めています。

① 投資信託等への投資制限

投資信託または外国投資信託の受益証券、投資証券および外国投資証券への投資割合には制限を設けません。

② 株式への投資制限

株式への直接投資は行いません。

③ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産（外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）への直接投資は行いません。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

④ 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑤ 有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

⑥ 再投資の指図

委託会社は、前記⑤の規定による有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金および分配金、有価証券等にかかる利金その他の収入金を再投資することの指図ができます。

⑦ 資金の借入れ

A 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

B 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する信託約款第21条第2項各号に掲げる投資対象の解約代金入金日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、当該投資対象の解約代金および当該有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。

C 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とする借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

D 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑧ 受託会社による資金の立替え

A 信託財産に属する有価証券について、転換がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

B 信託財産に属する有価証券にかかる償還金および分配金、有価証券等にかかる利金その他の未収入金で信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

C 前記AおよびBの立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつと別にこれを定めます。

(ロ) 投資信託及び投資法人に関する法律および金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を当ファンドの信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

(参考)

各ファンドおよび各マザーファンドについては、上記（ロ）に加えて下記の投資制限があります。

委託会社は各ファンドおよび各マザーファンドの信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

当ファンドは、投資対象の異なる各ファンド受益権を主要投資対象とし、また各ファンドはそれぞれ実質的に同一の運用の基本方針を有する各マザーファンド受益証券を投資対象として運用を行うため、以下に説明するような、各マザーファンドのリスクと同等のものを伴います。以下のリスクおよび留意点に関する説明は特に記載のない限り、各マザーファンドについてのものですが、当該リスクおよび留意点は結果的に当ファンドに影響を及ぼすものです。

なお、以下の説明は、全てのリスクについて記載したものではなく、それ以外のリスクも存在することがあります。

各マザーファンドは、主に株式を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行体の財務状況の悪化や倒産等の影響により、その信託財産の価値が下落し、その結果当ファンドが損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。

J F 日本株・アクティブ・マザーファンド（適格機関投資家限定）

① 株価変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢や、発行会社の業績・財務状況の変化による影響を受けます。

（発行会社の財務状況の悪化、倒産等により価格がゼロになることもあります。）また株式の価格は、株式市場における需給や流動性の影響を受けます。当該マザーファンドは、株価の上昇を捉えることを目標とした、積極的な運用を行うため、株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は高位に保ちます。そのため、当該マザーファンドの信託財産の価値は、株式の価格変動の結果、大幅に変動または下落する可能性があります。

② 銘柄選定方法に関するリスク

銘柄の選定はボトムアップ・アプローチにより行いますので、ポートフォリオ構成銘柄や業種配分は、ベンチマークとは異なるものになります。そのため、当該マザーファンドの信託財産の価値の値動きが日本の株式市場全体の動きやベンチマークの動きと異なり、大きく上下する可能性があります。これにより、投資元本を割り込むことも考えられます。

③ 為替変動リスク

為替相場の変動の影響による価格変動リスクです。当該マザーファンドは、純資産総額の30%以下の範囲内で外貨建資産に投資することができますので、外貨建資産に投資した場合には、為替相場の変動により当該マザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。

J F チャイナ・アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

① 株価変動リスク

株式の価格動向は、国内外の政治・経済情勢や発行会社の業績・財務状況の変化による影響を受けます。

（発行会社の財務状況の悪化、倒産等により価格がゼロになることもあります。）

また、株式の価格は、株式市場における需給や流動性の影響を受けます。当該マザーファンドは、株価の上昇を捉えることを目標とした、積極的な運用を行うため、株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は高位に保ちます。なお、経済事情や投資環境等の急変などが起きた場合は株式の組入比率を落とし、キャッシュ比率を一時的に高める場合があります。

この際、市況環境等により先物取引を利用することがあります。また、ここにおいて「キャッシュ」とは預金、指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）、コール・ローン、手形割引市場において売買される手形、貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの（以下①において「貸付債権信託受益権」といいます。）および外国の者に対する権利で貸付債権信託受益権の性質を有するものをいいます。

そのため、当該マザーファンドの投資成果は、投資対象市場の下落に伴い、悪化することがあります。また、株式の価格変動または流動性の予想外の低下があった場合、大きな損失が生じることがあります。

② 銘柄選定方法に関するリスク

銘柄の選定はボトムアップ・アプローチにより行いますので、ポートフォリオ構成銘柄は、ベンチマークとは異なるものになります。そのため、当該マザーファンドの信託財産の価値の値動きが投資対象国の株式市場全体の動きやベンチマークの動きと異なり、大きく上下する可能性があります。これにより、投資

元本を割り込むことも考えられます。

③ 中国・香港株のリスク

中国・香港を取巻く社会的・経済的環境は、不透明な場合が多く、中国・香港の政府は自国経済を規制または監督する上で大きな影響力を行使することがあります。中国・香港市場における有価証券が取引される市場、会計基準、財務報告の要件、および法制度は、先進国市場と異なることがあり、このことがより大きなリスク要因となります。政治・経済の急変に際しては、流動性は、より低くなる可能性があり、リスクは高くなります。当該マザーファンドは、中国・香港株に主として投資しますので、その信託財産の価値は先進国市場へ投資する場合と比べ、より大幅に変動することが考えられます。

また、当該マザーファンドの投資対象株式が上場または取引されている諸国の税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、当該マザーファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

④ 為替変動リスク

当該マザーファンドは、主として外貨建資産に投資しますが、当該マザーファンドおよびJ Fチャイナ・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）共、原則として為替ヘッジを行いません。このため、為替相場の変動により、当該マザーファンドの信託財産の価値が変動することがあります。

⑤ デリバティブ商品のリスク

当該マザーファンドは、先物、オプション、スワップ取引等のデリバティブ商品を用いる場合があります。デリバティブ商品は、その他の投資手段と比較して、金利等の市場環境の変動に対してより大きく価格が変動するため、当該マザーファンドの信託財産の価値はデリバティブ商品を用いない場合と比べてより大きく変動する場合があります。当該マザーファンドにおいては、ヘッジ目的のみでデリバティブ商品を利用しますが、意図した効果をもたらさず損失または収益機会の逸失の原因となる場合があります。デリバティブ商品の取引契約の相手に債務不履行が生じた場合は損失を生じる可能性があります。デリバティブ商品の種類によってはコストが発生し当該マザーファンドの収益をその分減少させることがあります。

デリバティブ商品を利用する際には、ブローカーに取引にかかる証拠金（現金または有価証券）を差し入れなければならないことがあります。そのような証拠金の保全にかかる制度は、ブローカーの所在国やデリバティブ商品の取引市場によって異なり、また個々のブローカーとの取引条件によって異なることもあります。その結果、証拠金を差し入れたブローカーに対する信用リスクが発生することがあり、当該ブローカーが倒産等の破綻状況に陥った場合は、証拠金の全額を失う可能性があります。

⑥ 外国投資信託等を通じた中国のA株投資にかかるリスクおよび留意点

当該マザーファンドは、中国のA株を主要投資対象とする外国投資信託または外国投資法人（以下あわせて「中国A株ファンド」といいます。）の発行する、外国投資信託受益証券または外国投資証券（以下あわせて「外国受益証券等」といいます。）に投資することにより、中国のA株への間接的な投資を行う場合があります。その場合のリスクおよび留意点は以下のとおりです。

- (a) 中国A株ファンドでは、当該ファンドにおける運用報酬その他の費用が、当該ファンドの資産より差し引かれます。したがって、これらの費用は（当ファンドの信託報酬とは別に）間接的に当ファンドが負担することになります。
- (b) 中国A株ファンドの運用者（投資顧問会社）その他の関係者に、委託会社の関係会社が含まれる場合があります。その場合、当該マザーファンドが中国A株ファンドの外国受益証券等へ投資することにより、当該関係会社が運用報酬等の利益を得ることとなります。
- (c) 外国の投資家が中国のA株へ投資するためには、QFII（適格外国機関投資家）の資格が必要ですが、中国A株ファンドにおいてはQFII資格を保有するその運用者が、当該ファンドに代わって中国のA株を保有することとなります。その結果、中国A株ファンドの運用者は、当該ファンドの運用者としての役割と、QFIIとしての役割の2つを果たすこととなり、それゆえ双方の役割における利害が相反するような事態が発生し、結果的にそれが当ファンドにとって不利な結果となる場合があります。また、中国A株ファンドの運用者がQFII資格を失った場合には、当該ファンドは終了することとなるため、当初想定していた当該ファンドを通じた運用成果が得られなくなる可能性があります。なお、QFIIは中国のA株の保有について様々な制限に服する必要があるため、したがって中国A株ファンドの運用者は当該制限を（当該ファンドの運用制限に加えて）遵守する必要があります。

- (d) 中国A株ファンドにおいては、その運用上の必要性から外国受益証券等の申込および解約に制限が課されることがあり、例えば申込および解約の受付日が1か月に1回しかない場合や、申込金または解約金から一定の金額がファンド内に留保される場合があります。また、中国A株ファンドと当該マザーファンドおよび当ファンドでは、その保有する資産を評価する時価の基準日が評価手続きの都合上一致しないことがあり、従って中国のA株市場の動向が直ちに当ファンドの基準価額に反映されない場合があります。
- (e) 中国A株ファンドの発行する外国受益証券等の取得申込にあたっては、申込代金を外国受益証券等の受領前に払い込まなければならない場合があります。その結果、外国受益証券等の受領前に申込代金の払込先である当該ファンドの管理会社等が破綻した場合などに、申込代金を失う可能性があります。
- (f) 中国のA株は、もともと中国居住者のみが取得できるものであったため、これを外国投資家が取得した場合に適用される税制は確定的なものではなく、将来大幅に変更される可能性があります。
- (g) 中国A株ファンドの運用者（兼QFII）は、当該ファンドのための証券売買を中国のブローカーを通じて行います。中国においては、証券決済の仕組みがDVP取引（証券売買において売買代金と証券を同時に引換えて決済する取引）ではない場合があります。その場合には、証券または売買代金をブローカーに取引約定前に引渡さなければならないこともあります。その結果、当該ブローカーに対する信用リスクが発生し、当該ブローカーが証券決済の完了前に倒産等の状況に陥った場合は、先に引渡しした証券または売買代金の全額を失う可能性があります。

J Fインド株アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

① 株価変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢や、発行会社の業績・財務状況の変化による影響を受けます。

（発行会社の財務状況の悪化、倒産等により価格がゼロになることもあります。）また株式の価格は、株式市場における需給や流動性の影響を受けます。当該マザーファンドは、株価の上昇を捉えることを目標とした、積極的な運用を行うため、株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は高位に保ちます。そのため、当該マザーファンドの信託財産の価値は、株式の価格変動の結果、大幅に変動または下落する可能性があります。

② 為替変動リスク

当該マザーファンドは外貨建資産を保有し、またJ Fインド株アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）および当該マザーファンドは原則として為替ヘッジを行わないため、当該資産の建値となる通貨と円の間の為替変動が当該マザーファンドの信託財産の価値に影響を及ぼすことがあります。また、主としてインドルピー建ての株式への投資を行うため、インドルピーの円に対する価値の下落に伴い、損失を生じることが考えられます。

③ カントリー・リスク

インドを取巻く社会的・経済的環境は、不透明な場合が多く、インド政府は自国経済を規制または監督するうえで大きな影響力を行使することがあります。インドにおける有価証券が取引される市場、会計基準、財務報告の要件、および法制度は、先進国市場と異なることがあり、このことがより大きなリスク要因となります。政治・経済の急変に際しては、流動性は、より低くなる可能性があり、リスクは高くなります。したがって、信託財産の価値は先進国市場の投資に比べ、より大幅に変動することが考えられます。

④ 投資対象国における税制変更に関する留意点

インドの株式への投資部分に対してはインドの税制にしたがって課税されます。インドにおいては非居住者による1年を超えない保有有価証券の売買益に対して15%のキャピタル・ゲイン課税が、さらに当該売却益に対して最大0.83625%のその他の税（以下、あわせて「キャピタル・ゲイン税等」といいます。）が適用されます。また有価証券の売買時に売買代金に対して0.125%の有価証券取引税が適用されます。（上記税率は全て平成21年8月末現在）その他に、インド・ルピーの売買に関し行われる外国為替取引についてサービス税が課される場合があります。その税率および課税対象となる額は、外国為替取引の形態により異なります。

将来これらの税率や課税方法が変更された場合、または新たな税制が適用された場合には、当該マザーファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

当該マザーファンドはインドにおけるキャピタル・ゲイン税等の計算に当たり、現地の税務顧問を使用しております。当該税務顧問に対する費用は、信託財産の規模にかかわらず発生する性質のものであるため、信託財産の規模が小さくなった場合には、信託財産の価値に対する影響が信託財産の規模が大きい場

合に比べて、大きくなることが予想されます。

⑤ キャピタル・ゲイン税等の当該マザーファンドへの計上タイミングに関する留意点

キャピタル・ゲイン税等は、保有有価証券の売買時に発生し、その課税額は期間按分等の調整を行うことなく税額が確定次第、速やかに全額が当該マザーファンドに費用計上されます。このため、当該マザーファンドで含み益を持つ保有期間が1年を超えない有価証券を売買する毎に、信託財産の価値が下落する場合があります。

⑥ 「非課税利得」の帰属について

インドにおいては非居住者による1年を超える保有有価証券の売買益は、キャピタル・ゲイン税の対象となりません。JFインド株アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）は追加型ですので、当該マザーファンドが1年を超えて株式を保有し、キャピタル・ゲイン税を負担しなかった場合の利得（以下「非課税利得」といいます。）は、当該マザーファンドが株式の売却を行った時点の受益者に帰属し、JFインド株アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）の受益権を1年以上保有している受益者のみに帰属するものではありません。また、当該マザーファンドを投資対象とする他のファンドが設定されている場合には、非課税利得はJFインド株アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）の受益者のみに帰属するものではなく、他のファンドの受益者にも帰属することになります。

⑦ 銘柄選定方法に関するリスク

銘柄の選定はボトムアップ・アプローチにより行いますので、ポートフォリオ構成銘柄は、ベンチマークとは異なるものになります。そのため、当該マザーファンドの信託財産の価値の値動きがインドの株式市場全体の動きやベンチマークの動きと異なり、大きく上下する可能性があります。これにより、投資元本を割り込むことも考えられます。

⑧ デリバティブ商品のリスク

当該マザーファンドは、先物、オプション、スワップ取引等のデリバティブ商品を用いる場合があります。デリバティブ商品は、その他の投資手段と比較して、金利等の市場環境の変動に対してより大きく価格が変動するため、当該マザーファンドの信託財産の価値はデリバティブ商品を用いない場合と比べてより大きく変動する場合があります。当該マザーファンドにおいては、ヘッジ目的のみでデリバティブ商品を利用しますが、意図した効果をもたらさず損失または収益機会の逸失の原因となる場合があります。デリバティブ商品の取引契約の相手に債務不履行が生じた場合は損失を生じる可能性があります。デリバティブ商品の種類によってはコストが発生し当該マザーファンドの収益をその分減少させることがあります。

デリバティブ商品を利用する際には、ブローカーに取引にかかる証拠金（現金または有価証券）を差し入れなければならないことがあります。そのような証拠金の保全にかかる制度は、ブローカーの所在国やデリバティブ商品の取引市場によって異なり、また個々のブローカーとの取引条件によって異なることもあります。その結果、証拠金を差し入れたブローカーに対する信用リスクが発生することがあり、当該ブローカーが倒産等の破綻状況に陥った場合は、証拠金の全額を失う可能性があります。

当ファンド、各ファンドおよび各マザーファンド共通

① 投資銘柄集中リスク

各マザーファンドは少数の銘柄に集中して投資する場合があります。このため、株式市場全体の動きや各ファンドのベンチマークの動きと異なり、各ファンドの信託財産の価値が大きく上下することがあります。それにより、当ファンドは投資元本を割り込むこともあります。

② 投資方針の変更について

経済情勢や投資環境等の変化、および投資効率等の観点などから、当ファンド、各ファンドまたは各マザーファンドの投資対象および投資手法の変更を行う場合があります。また、ベンチマークを変更することもあります。さらに、JFチャイナ・アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）およびJFインド株アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）の運用の指図に関する権限の委託先を変更する場合があります。

③ 受益者（投資家）の解約・追加による資金流入に伴うリスクおよび留意点

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際に各マザーファンドの信託財産の価値が大きく変動する可能性があります。また、大量の資金の追加があった場合には、原則として、迅速に株式の組入れを行います。買付け予定銘柄によっては流動性などの観点から買付け終了までに時間がかかることもあります。

さらに、各マザーファンドを投資対象とする他の投資信託が設定されている場合には、当該投資信託の解約・追加により生じる同様の資金流入に伴うリスクがあります。

④ 繰上げ償還等について

当ファンドおよび各ファンドは、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなった場合、委託会社が受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託期間の途中であっても繰上げ償還することがあります。また、投資環境の変化等により、委託会社が当ファンドの申込期間を更新しないことや申込みの受付を停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

⑤ 流動性のリスク

急激かつ大量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、各マザーファンドの信託財産の価値が影響を受け損失を被ることがあります。

⑥ 予測不可能な事態が起きた場合等について

その他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きたときなど、市場が混乱することが考えられます。このような場合に、有価証券が取引される市場の取引停止等やむを得ない事情があるときは、一時的に当ファンドおよび各ファンドの受益権ならびに各マザーファンドの受益証券が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合などには、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドおよび各ファンドならびに各マザーファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。さらに、当ファンドおよび各ファンドならびに各マザーファンドは、短期間に大量の解約があった場合等に、信託財産が十分な資産規模にならないことがあります。その場合、本書で説明する運用方針および投資態度に完全に合致した運用ができないおそれがあり、その結果当ファンドおよび各ファンドならびに各マザーファンドの信託財産の価値が大きく変動したり、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣ることとなる可能性があります。

当ファンド特有の留意点

当ファンドにおける一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日目（以下「通常支払日」といいます。）から受益者に支払います。一方で、各ファンドにおける一部解約金は、解約申込日から起算して、原則として以下の日から支払うこととなっています。

J F 日本株・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）：5営業日目

J F チャイナ・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）：5営業日目

J F インド株アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）：9営業日目

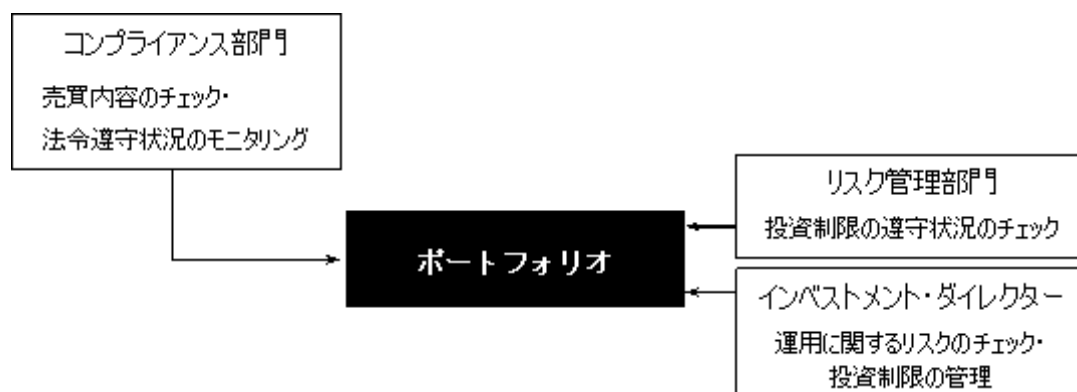
したがって、当ファンドにおいて多額の一部解約の請求が生じ、J F インド株アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）の受益権を解約した代金を当ファンドの一部解約の支払いに充当する必要がある場合には、一部解約金の支払いが通常支払日の翌営業日から起算して最大4営業日遅延することがあります。

また、1受益者あたり1日に10億円を超える一部解約の実行は請求できません。

(2) 投資リスクに関する管理体制**(イ) 当ファンド**

- ①運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、運用分析室からリスク指標の報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターおよびリスク指標やリスク水準のチェックを行います。また、四半期に一度、J F アセット・マネジメント・リミテッドのポートフォリオ・マネジャーに対し、パフォーマンスの考査の結果を報告し、必要があれば是正を求めます。
- ②リスク管理部門は、J F アセット・マネジメント・リミテッドが行う、各ファンドへの投資配分に係る投資制限を含めた、投資ガイドライン*の遵守状況をモニターし、その結果に基づき適切な対応および是正措置を図る等、運用状況の管理・監督を行います。

* 当ファンドの投資方針や投資範囲・制限等の詳細を定めた、内部のガイドラインです。

(ロ) J F 日本株・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）**J F 日本株・アクティブ・マザーファンド（適格機関投資家限定）の管理体制**

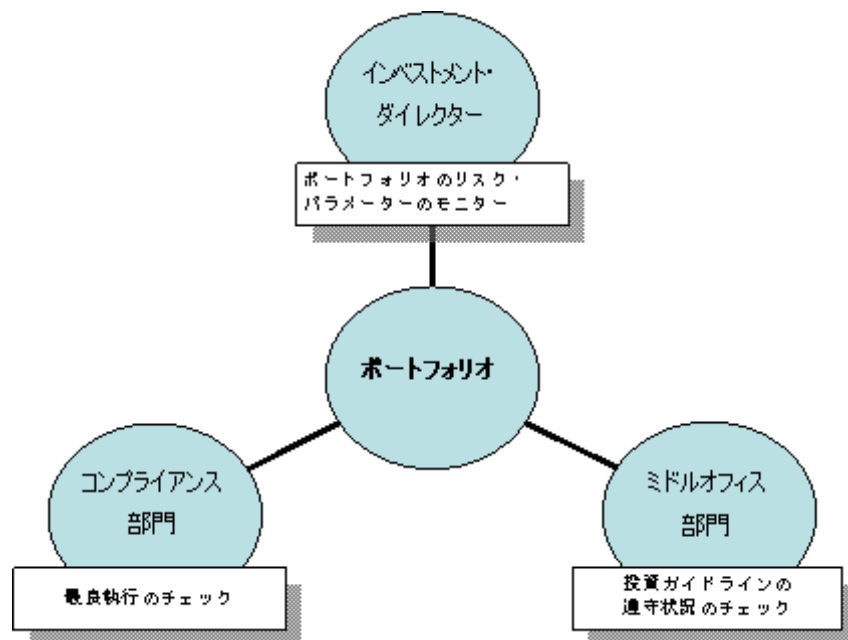
（2009年9月末現在）

- ①運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、運用分析室からリスク指標の報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターおよびリスク指標やリスク水準のチェックを行います。また、四半期に一度、ポートフォリオ・マネジャーに対し、パフォーマンスの考査の結果を報告し、必要があれば是正を求めます。さらに、投資制限の管理を行います。
- ②コンプライアンス部門は、売買発注システムに組み込まれたモニタリングのシステムを通じて売買内容のチェック・法令遵守状況のモニタリングを行います。
- ③リスク管理部門は、投資制限の遵守状況をモニターし、その結果に基づき適切な対応および是正措置を図る等、運用状況の管理・監督を行っています。

(ハ) J Fチャイナ・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）およびJ Fインド株アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）

J Fチャイナ・アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）およびJ Fインド株アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）における管理体制

以下は、当該ファンドの運用指図に関する権限の委託を受けた、J Fアセット・マネジメント・リミテッドにおけるものです。



(2009年9月末現在)

- 独立した部署であるポートフォリオ・アナリシス・グループが毎月、運用成果の要因分析レポートを作成し、ポートフォリオ・マネジャーが国別投資比率、為替リスク、銘柄選択等の異なる要因のファンドに対する影響を検証しています。四半期毎のインベストメント・ダイレクターとポートフォリオ・マネジャーの間のレビュー・ミーティングでは対ベンチマークでのオーバーウェイトおよびアンダーウェイト*が説明され、議論されます。

* オーバーウェイト：資産配分を決定する際に、ある投資対象への配分比率を、基準となる資産の配分比率より多くすること。

アンダーウェイト：資産配分を決定する際に、ある投資対象への配分比率を、基準となる資産の配分比率より少なくすること。

- コンプライアンス部門はサンプルベースで約定価格を売買高加重平均価格と比較し、大きな差があった場合はセントラルディーラーに確認します。その結果は半年毎のコンプライアンスレポートに報告されます。
- 投資ガイドライン違反を未然防止するためのモニター・システムをポートフォリオ・マネジャーは活用しています。このシステムは潜在的投資ガイドライン違反を発見した場合、担当ポートフォリオ・マネジャーに対し警告を発します。担当ポートフォリオ・マネジャーは警告を無効とするためには、警告がなぜ無効となるのか理由を入力しなければなりません。この入力された理由はレポートにまとめられ、リスク管理部門およびミドルオフィス部門により、無効の理由が妥当なものであるかどうかを検証されます。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- ① 発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.675%（税抜3.5%）が上限となっています。
申込手数料の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）につきましては、販売会社にお問い合わせください。
- ② 「自動けいぞく投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03-6736-2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

当ファンドによる各ファンドの取得申込時および各ファンドによる各マザーファンドの受益証券の取得申込時に申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

当ファンドの受益権の換金時に、換金手数料はかかりません。

ただし、当ファンドの受益権の換金時において信託財産留保額^{*}として、換金申込日の翌営業日の基準価額に対し0.2%を乗じて得た額がかかります。

^{*}「信託財産留保額」とは、引き続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性に資するため、信託満了前の解約に対し解約者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

当ファンドによる各ファンドの換金時および各ファンドによる各マザーファンドの受益証券の換金時に、換金手数料はかかりません。

ただし、J Fチャイナ・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）を換金する時に、信託財産留保額として、換金申込日の翌営業日の基準価額に対し0.3%を乗じて得た額がかかります。また、J Fインド株アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）を換金する時に、信託財産留保額として、換金申込日の翌営業日の基準価額に対し0.5%を乗じて得た額がかかります。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年率1.05%（税抜1.0%）を乗じて得た額とします。

委託会社は、収受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分 （純資産総額に対し）	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.2625% （税抜0.25%）	年率0.735% （税抜0.7%）	年率0.0525% （税抜0.05%）

委託会社の受ける報酬には、当ファンドの運用委託に係る投資顧問会社への報酬（信託財産の純資産総額に対し年0.175%）が含まれています。

信託報酬は、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から支弁されます。

（ご参考：投資対象とする各ファンドの信託報酬率）

J F日本株・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用） 年率0.6405%（税抜0.61%）

J Fチャイナ・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用） 年率0.7140%（税抜0.68%）

J Fインド株アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用） 年率0.7665%（税抜0.73%）

各ファンドが投資対象とする各マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

当ファンドの信託財産全額を、前記「2 投資方針(1) [投資方針]（ロ）投資態度」に記載の投資比率で各ファンドに投資したと仮定した場合には、実質的な信託報酬率は年率1.72515%～1.76505%

（税抜1.643%～1.681%）（概算）となります。

（４）【その他の手数料等】

その他、以下の費用を信託財産で負担します。

- ① 当ファンドが主要投資対象とする各ファンドへの投資にあたっては、各ファンドにかかる以下のような費用が間接的に当ファンドの負担となります。

（a）信託報酬

（b）運用に付随して発生する費用

（c）監査費用

（a）に関しては、前記「（3）信託報酬等の（ご参考：投資対象とする各ファンドの信託報酬率）」を、また、（b）および（c）に関しては、後記「（ご参考：投資対象とする各ファンドのその他の手数料等）」をご参照ください。

また、各ファンドの運用状況によっては上記以外の費用がかかる場合があります。上記の費用は、当ファンドにおいて、各ファンドの投資比率が固定されているものではなく、また、各ファンドごとに種類、金額および算出方法が異なり、費用の概要を適切に記載することが困難なことから、具体的な種類、金額および計算方法を記載しておりません。

- ② 当ファンドが主要投資対象とする各ファンド以外の投資対象に投資した場合には、有価証券取引および外国為替取引にかかる費用（売買委託手数料）が実費でかかります。なお、手数料相当額が取引の価格に織り込まれていることがあります。

- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息が実費でかかります。

- ④ 当ファンドの監査費用は、実際に委託会社が支払った費用について信託財産から支弁を受ける方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円（税抜300万円）を上限とします。）を当該監査に要する諸費用とみなし、そのみなし額の支弁を、毎計算期間終了日および信託終了のとき信託財産中から受けるものとします。

委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

（ご参考：投資対象とする各ファンドのその他の手数料等）

- 1 監査費用は、実際に支払う金額を支弁する方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円（税抜300万円）を上限とします。）を当該監査に要する諸費用とみなし、そのみなし額の支弁を、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期間終了日および信託終了のとき信託財産中から受けるものとします。委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

- 2 上記の他、有価証券取引、オプション取引および外国為替取引に係る費用（売買委託手数料）、外貨建資産の保管費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息が信託財産中から支払われます。なお、手数料相当額が取引の価格に織り込まれていることがあります。

- 3 投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、投資証券、または外国投資証券（以下総称して「投資信託証券」といいます。）に投資する場合には、当該投資信託証券にかかる投資信託、外国投資信託、投資法人または外国投資法人内において発生する、以下のような費用が間接的に各ファンドの負担となります。

（a）運用報酬

（b）運用に付随して発生する費用

（c）法人の運営のための各種の費用（投資法人および外国投資法人のみ）

また、投資信託証券の銘柄によっては上記以外の費用がかかる場合があります。上記の費用は、各ファンドにおいて投資する銘柄やその投資比率が固定されているものではなく、また、銘柄ごとに種類、金額および算出方法が異なり、費用の概要を適切に記載することが困難なことから、具体的な種類、金額および計算方法を記載しておりません。

- 4 カバード・ワラントまたは株価連動社債^{*}に投資する場合、その発行体が発行に関連する費用を発行価格に転嫁している場合があります。この場合、各ファンドは間接的に当該費用を負担することとなります。

- 5 信託報酬は、計算期間を通じて毎日、費用計上し、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から支払います。

^{*} カバード・ワラントとは、オプション（ある原資産について、あらかじめ決められた将来の一定の日又は期間において、一定のレート又は価格で取引する権利）を証券化したものをいい、株価連動社債とは、ある株式（複数の銘柄の場合を含みます。）の価格に連動する投資成果を得ることを目的として組成される社債をいいます。

各マザーファンドにおいても上記2から4までの費用を負担します。

前記①から④までの手数料等および投資対象とする各ファンドのその他の手数料等の合計額は、当ファンド、各ファンドおよび各マザーファンドの運用状況により変動し、事前に確定しておらず、また受益者が当ファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載しておりません。当該手数料等は、当ファンドにおいて間接的にご負担いただきます。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成22年5月末現在適用されるものです。

① 個別元本について

追加型の公募株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一販売会社であっても、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合にはそれぞれ別個に、個別元本が計算される場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の「② 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

② 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③ 法人、個人別の課税の取扱いについて

（a）個人の受益者に対する課税

（イ）収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は10%（所得税7%および地方税3%）^{*}となります。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

^{*} 平成23年12月31日までの税率です。平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

（ロ）一部解約時・償還時

解約価額および償還価額から取得費^{*1}を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は10%（所得税7%および地方税3%）^{*2}となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。（損益通算については後記（ハ）損益通算についてをご参照ください。）

上記にかかわらず、販売会社において源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合確定申告は不要となり、10%（所得税7%および地方税3%）^{*2}の税率で源泉徴収されます。

※ 1 個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額です。

※ 2 平成23年12月31日までの税率です。平成24年1月1日からは20%(所得税15%および地方税5%)となる予定です。

(ハ) 損益通算について

公募株式投資信託（当ファンドを含みます。以下同じ。）の一部解約時、償還時および買取請求時の差損、ならびにその他の上場株式等*の譲渡損は、一定の条件の下で公募株式投資信託の一部解約時、償還時および買取請求時の差益ならびに収益分配金、ならびにその他の上場株式等の譲渡益および配当金と損益通算が可能です。また、ある年における損益通算の結果、譲渡益等から控除しきれない損失がある場合は、その翌年以降3年間当該損失を繰越して、同様の損益通算において控除の対象とすることができます。損益通算の条件等については、税務専門家（税務署等）または販売会社にご確認ください。

※ 上場株式、上場特定株式投資信託（E T F）、上場特定不動産投資信託（R E I T）および公募株式投資信託等をいいます。
詳しくは税務専門家（税務署等）にお問い合わせください。

(b) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%)*の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。特別分配金は課税されません。

※ 平成23年12月31日までの税率です。平成24年1月1日からは15%(所得税15%)となる予定です。

※ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家（税務署等）に確認することをお勧めいたします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

（平成22年５月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	1,892,256,775	98.45
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	29,869,949	1.55
合計（純資産総額）		1,922,126,724	100.00

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（平成22年５月31日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	投資信託 受益証券	J Fチャイナ・アクティブ・オープンF （適格機関投資家専用）	458,180,485	1.8115	829,993,948	1.6598	760,487,969	39.56
2	日本	投資信託 受益証券	J Fインド株アクティブ・オープンF（適 格機関投資家専用）	528,703,771	1.2024	635,713,414	1.0725	567,034,794	29.50
3	日本	投資信託 受益証券	J F日本株・アクティブ・オープンF（適 格機関投資家専用）	1,310,896,036	0.4782	626,870,484	0.4308	564,734,012	29.38

種類別投資比率

（平成22年５月31日現在）

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.45

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成22年5月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第1 特定期間末	(平成18年10月26日)	4,771	4,866	1.0113	1.0313
第2 特定期間末	(平成19年4月26日)	5,276	5,371	1.1106	1.1306
第3 特定期間末	(平成19年10月26日)	5,898	6,525	1.3177	1.4577
第4 特定期間末	(平成20年4月28日)	4,902	4,902	0.9962	0.9962
第5 特定期間末	(平成20年10月27日)	1,873	1,873	0.4643	0.4643
第6 特定期間末	(平成21年4月27日)	1,923	1,923	0.5912	0.5912
第7 特定期間末	(平成21年10月26日)	2,335	2,335	0.7859	0.7859
第8 特定期間末	(平成22年4月26日)	2,153	2,153	0.8408	0.8408
	平成21年5月末日	2,214	—	0.6837	—
	平成21年6月末日	2,340	—	0.7147	—
	平成21年7月末日	2,406	—	0.7506	—
	平成21年8月末日	2,302	—	0.7388	—
	平成21年9月末日	2,242	—	0.7310	—
	平成21年10月末日	2,205	—	0.7425	—
	平成21年11月末日	2,079	—	0.7118	—
	平成21年12月末日	2,241	—	0.7879	—
	平成22年1月末日	2,058	—	0.7454	—
	平成22年2月末日	1,998	—	0.7406	—
	平成22年3月末日	2,149	—	0.8315	—
	平成22年4月末日	2,126	—	0.8320	—
	平成22年5月末日	1,922	—	0.7611	—

(注) 純資産総額（分配付）および1口当たり純資産額（分配付）は特定期間末日のものです。

②【分配の推移】

期	1口当たり分配金（円）
第1特定期間	0.0200
第2特定期間	0.1200
第3特定期間	0.2400
第4特定期間	0.0100
第5特定期間	0.0000
第6特定期間	0.0000
第7特定期間	0.0000
第8特定期間	0.0000

③【収益率の推移】

期	収益率（％）
第1特定期間	3.1
第2特定期間	21.7
第3特定期間	40.3
第4特定期間	△23.6
第5特定期間	△53.4
第6特定期間	27.3
第7特定期間	32.9
第8特定期間	7.0

（注）収益率とは特定期間末の基準価額（分配落）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）（以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算して得た額を前特定期間末基準価額で除したものです。

（４）【設定及び解約の実績】

下記特定期間中の設定および解約の実績ならびに当該特定期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
第１特定期間	4,807,367,490	89,238,246	4,718,129,244
第２特定期間	1,086,445,248	1,053,827,388	4,750,747,104
第３特定期間	844,664,781	1,119,077,399	4,476,334,486
第４特定期間	1,243,401,712	798,397,356	4,921,338,842
第５特定期間	30,424,940	917,145,865	4,034,617,917
第６特定期間	79,783,207	860,176,552	3,254,224,572
第７特定期間	204,011,687	486,193,254	2,972,043,005
第８特定期間	108,882,293	519,864,582	2,561,060,716

（注１）第１特定期間の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

（注２）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

① 申込方法

申込期間中の毎営業日に販売会社において、販売会社所定の方法で当ファンドの受益権の取得申込みの受付が行われます。

ただし、ボンベイ証券取引所または香港証券取引所の休業日（半休日を含みます。）、および当該休業日（土・日曜日を除く）の前営業日（日本におけるもの）には、取得申込みの受付は行いません。

② 申込価格

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込みには申込手数料を要します。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

基準価額（1万口当たり）は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額（1万口当たり）は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

③ 申込単位

収益分配金の受取方法により、申込みには、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。

いずれのコース共、申込単位は、販売会社が定める単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。

申込コースは、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

④ 受渡方法

(a) 取得申込代金の支払いについて

投資家は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込代金を当該販売会社に支払うものとします。

(b) 受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、申込みの販売会社が、取得申込代金の支払いと引き換えに振替機関等の口座に投資家に係る受益権口数の増加を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。当該口座は、当該投資家が販売会社に取得申込と同時にまたはあらかじめ申し出た口座とします。なお、委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

⑤ 受付時間

原則として午後3時までとします。ただし、販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

⑥ 申込の中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、投資家は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、投資家はその取得申込みを撤回しない場合には、その取得申込みは当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその取得申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

⑦ 申込取扱場所

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03-6736-2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

2【換金（解約）手続等】

① 換金方法

原則として毎営業日に販売会社にて解約請求により受け取ります。

ただし、ボンベイ証券取引所または香港証券取引所の休業日（半休日を含みます。）、および当該休業日（土・日曜日を除く）の前営業日（日本におけるもの）には、換金申込みの受付は行いません。

また、1受益者あたり1日に10億円を超える一部解約の実行は請求できません。

② 換金価格

換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（基準価額の0.2%）を控除した額とします。

《換金にかかる課税については、「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご参照ください。》

換金価格は、毎営業日に計算され、販売会社に問合わせることで知ることができます。

販売会社に関しては、前記「1 申込（販売）手続等 ⑦申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

換金時に手数料はかかりません。

③ 信託財産留保額

換金申込日の翌営業日の基準価額に対し0.2%を乗じて得た額とします。

④ 換金単位

販売会社が定める単位とします。

⑤ 受渡方法

(a) 換金代金の支払いについて

原則として換金申込日から起算して6営業日目（以下、「通常支払日」といいます。）から、販売会社の本・支店等においてお支払いいたします。

ただし、多額の換金申込みが生じ、当該申込みに応じるために売却した当ファンドで保有する有価証券の売却代金が、通常支払日までに受領できないこととなった場合には、換金代金の支払いが通常支払日の翌営業日から起算して最大4営業日遅延することがあります。

(b) 受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みに係る当ファンドの信託契約の一部解約の通知を委託会社が行うのと引き換えに、販売会社を通じて当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。なお、換金申込みは振替受益権をもって行うものとします。当ファンドが振替受益権化される以前に発行された当ファンドの受益証券をお手許で保有されている方は、換金申込みに際して個別に振替受益権とするための所要の手続が必要であり、この手続には時間を要しますのでご注意ください。

⑥ 受付時間

原則として午後3時までとします。ただし、販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

⑦ 換金の中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、その換金申込みは当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその換金申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

受益権１口当たりの純資産価額（基準価額）は、原則として各営業日に委託会社が計算します。受益権１口当たりの純資産価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

受益権１万口当たりの基準価額は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、受益権１万口当たりの基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：０３－６７３６－２３５０

（受付時間は営業日の午前９時～午後５時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限です。

ただし、後記「(5)その他 ①信託の終了等」に記載する特定の場合には、信託は終了します。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年１月２７日から４月２６日、４月２７日から７月２６日、７月２７日から１０月２６日、１０月２７日から翌年１月２６日までとします。ただし、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、計算期間終了日を「決算日」ということがあり、上記より当ファンドの決算日は原則として毎年１月、４月、７月、１０月の２６日（該当日が休業日の場合は翌営業日）となります。

（５）【その他】

① 信託の終了等

（a）信託契約の解約

- a. 委託会社は、信託財産の純資産総額が20億円を下ることとなった場合、当ファンドを解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。その場合委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - b. 委託会社は、前記a.の場合において、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を知れている受益者に対し交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - c. 前記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - d. 前記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記a.の信託契約の解約をしません。
 - e. 委託会社は、前記d.により当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - f. 前記c.からe.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記c.の一定の期間が一月を下らないこととすることが困難な場合には適用しません。
- （注） 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（b）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、後記「② 信託約款の変更」の規定にしたがいます。

（c）委託会社の登録取消に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し信託を終了させるものとします。ただし、監督官庁が当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記「② 信託約款の変更」で受益者による反対が受益権総口数の二分の一を超える場合を除き、当ファンドはその委託会社と受託会社との間において存続します。

（d）委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドに関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業は承継されることがあります。

（e）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「② 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社は、新受託会社を選任できないときは、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

- （a）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- （b）委託会社は、前記(a)の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- (c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - (d) 前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の信託約款の変更をしません。
 - (e) 委託会社は、前記(d)により信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - (f) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、上記(a)から(e)までの規定にしたがいます。
- (注) 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

③ 運用報告書

委託会社は、当ファンドについて、4月、10月の計算期間終了日毎および償還時に運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通して交付します。

④ 関係会社との契約の更新等に関する手続について

- (a) 委託会社と販売会社との間の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヶ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とするとされています。委託会社と販売会社との間の当該契約は、かかる規定に従って自動更新され、現在に至っています。当ファンドの受益権の募集等の取扱い等も当該契約に基づいています。
- (b) 委託会社とJ F アセット・マネジメント・リミテッドとの間の投資運用の委託に関する契約には期限の定めはありません。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドにかかる収益の分配を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日目）までに、毎計算期間終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始します。ただし、受益者が、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票（当ファンドが振替受益権化される以前に発行されたもの）を保有している場合には、その収益分配金交付票と引換えに当該収益分配金を受益者にお支払いします。また、「自動けいぞく投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付され、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、販売会社において行うものとします。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日目）までに、信託終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始します。当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還の通知をするのと引き換えに、販売会社を通じて当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。当ファンドが振替受益権化される以前に発行された当ファンドの受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から当該受益証券と引き換えに当該受益者に支払われます。

償還金の支払いは、販売会社において行うものとします。

受益者が、償還金について上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に一部解約を請求する権利を有します。

(4) 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重大な内容の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前述の「1 資産管理等の概要 (5)その他 ①信託の終了等」または「②信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

(5) 帳簿の閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7特定期間（平成21年4月28日から平成21年10月26日まで）及び第8特定期間（平成21年10月27日から平成22年4月26日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【J F グレート・アジア 3 ・ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成21年10月26日現在)	当期 (平成22年4月26日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	35,602,165	41,820,509
投資信託受益証券	2,305,449,141	2,108,620,981
未収入金	16,000,000	20,000,000
未収利息	48	57
流動資産合計	2,357,051,354	2,170,441,547
資産合計	2,357,051,354	2,170,441,547
負債の部		
流動負債		
未払解約金	15,084,831	11,496,910
未払受託者報酬	303,788	270,784
未払委託者報酬	5,771,844	5,144,895
その他未払費用	121,484	108,284
流動負債合計	21,281,947	17,020,873
負債合計	21,281,947	17,020,873
純資産の部		
元本等		
元本	※1 2,972,043,005	※1 2,561,060,716
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △636,273,598	※2 △407,640,042
（分配準備積立金）	523,313,143	433,927,048
元本等合計	2,335,769,407	2,153,420,674
純資産合計	2,335,769,407	2,153,420,674
負債純資産合計	2,357,051,354	2,170,441,547

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 平成21年 4 月28日 至 平成21年10月26日)	当期 (自 平成21年10月27日 至 平成22年 4 月26日)
営業収益		
受取利息	11,668	7,841
有価証券売買等損益	633,142,131	147,171,840
営業収益合計	633,153,799	147,179,681
営業費用		
受託者報酬	592,785	565,352
委託者報酬	※1 11,262,749	※1 10,741,643
その他費用	237,055	226,084
営業費用合計	12,092,589	11,533,079
営業利益	621,061,210	135,646,602
経常利益	621,061,210	135,646,602
当期純利益	621,061,210	135,646,602
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	19,029,804	2,777,604
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,330,418,405	△636,273,598
剰余金増加額又は欠損金減少額	151,339,201	116,889,248
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	151,339,201	116,889,248
剰余金減少額又は欠損金増加額	59,225,800	21,124,690
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	59,225,800	21,124,690
分配金	※2 —	※2 —
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△636,273,598	△407,640,042

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 (自 平成21年4月28日 至 平成21年10月26日)	当期 (自 平成21年10月27日 至 平成22年4月26日)
1. 有価証券の 評価基準及 び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証券 の基準価額で評価しております。	投資信託受益証券 同左
2. その他財務 諸表作成の ための基本 となる重要 な事項	特定期間末日の取扱い 平成21年4月26日が休日のため、信託約 款第37条により、前特定期間末日を平成 21年4月27日としております。	特定期間末日の取扱い —

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成21年10月26日現在)	当期 (平成22年4月26日現在)
※1 信託財産に係る期首元本額、期中追加 設定元本額及び期中解約元本額		
期首元本額	3,254,224,572円	2,972,043,005円
期中追加設定元本額	204,011,687円	108,882,293円
期中一部解約元本額	486,193,254円	519,864,582円
※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、そ の差額は636,273,598円であ ります。	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、そ の差額は407,640,042円であ ります。
※3 特定期間末日における受益権の総数	2,972,043,005口	2,561,060,716口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 (自 平成21年4月28日 至 平成21年10月26日)	当期 (自 平成21年10月27日 至 平成22年4月26日)
※1 信託財産の運用の指図に関する権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に年率0.175%を乗じて得た額	同左
※2 分配金の計算過程	(自 平成21年4月28日 至 平成21年7月27日)	(自 平成21年10月27日 至 平成22年1月26日)
費用控除後の配当等収益額	6,902円	－円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	396,531,393円	354,693,448円
分配準備積立金額	578,637,432円	478,858,180円
当ファンドの分配対象収益額	975,175,727円	833,551,628円
当ファンドの期末残存口数	3,241,003,065口	2,767,843,945口
1万口当たり収益分配対象額	3,008.87円	3,011.55円
1万口当たり分配金額	－円	－円
収益分配金金額	－円	－円
	(自 平成21年7月28日 至 平成21年10月26日)	(自 平成22年1月27日 至 平成22年4月26日)
費用控除後の配当等収益額	4,523円	3,742円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	371,349,193円	337,690,007円
分配準備積立金額	523,308,620円	433,923,306円
当ファンドの分配対象収益額	894,662,336円	771,617,055円
当ファンドの期末残存口数	2,972,043,005口	2,561,060,716口
1万口当たり収益分配対象額	3,010.26円	3,012.88円
1万口当たり分配金額	－円	－円
収益分配金金額	－円	－円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する注記

区分	前期 (自 平成21年4月28日 至 平成21年10月26日)	当期 (自 平成21年10月27日 至 平成22年4月26日)
1. 金融商品に対する 取組方針	—	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及 びそのリスク	—	当ファンドが当特定期間中に保有した主な金融商品は、以下に記載される各投資信託受益証券であります。 J F 日本株・アクティブ・オープン F（適格機関投資家専用） J F チャイナ・アクティブ・オープン F（適格機関投資家専用） J F インド株アクティブ・オープン F（適格機関投資家専用） 各投資信託受益証券を主要投資対象として運用を行うため、各投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。各投資信託受益証券には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。
3. 金融商品に係るリ スク管理体制	—	当ファンドは運用を外部委託しておりますが、投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1) 運用部門から独立したインベストメント・ダイレクター及び外部委託先において運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターを行います。さらに外部委託先のインベストメント・ダイレクターは、リスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。 (2) リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。

区分	前期 (自 平成21年4月28日 至 平成21年10月26日)	当期 (自 平成21年10月27日 至 平成22年4月26日)
3. 金融商品に係るリスク管理体制	—	(3)運用商品部は外部委託先のリスク管理体制に変更がないか継続的にモニタリングします。運用商品部長はその結果をリスク・コミッティーに報告し、当該報告内容に問題点があった際には、必要に応じてリスク・コミッティーより勧告を受けます。また運用商品部長は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、業務改善指導、委託解消等の対応策を実施します。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 (平成21年10月26日現在)	当期 (平成22年4月26日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	—	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	—	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	—	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

(追加情報)

当特定期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 (平成21年10月26日現在)		当期 (平成22年4月26日現在)
	貸借対照表計上額 (円)	最終計算期間の損益に含 まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含 まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	2,305,449,141	129,717,654	192,269,808
合計	2,305,449,141	129,717,654	192,269,808

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

区分	前期 (平成21年10月26日現在)	当期 (平成22年4月26日現在)
1口当たりの純資産額	0.7859円	0.8408円
(1万口当たりの純資産額)	(7,859円)	(8,408円)

（４）【附属明細表】**第１ 有価証券明細表（平成22年４月26日現在）****（イ）株式**

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	J F 日本株・アクティブ・オープンF (適格機関投資家専用)		1,344,445,042	642,913,619	
		J F チャイナ・アクティブ・オープンF (適格機関投資家専用)		458,180,485	829,993,948	
		J F インド株アクティブ・オープンF (適格機関投資家専用)		528,703,771	635,713,414	
	計	銘柄数：	3	2,331,329,298	2,108,620,981	
		組入時価比率：	97.9%		100.0%	
	小計				2,108,620,981	
	合計				2,108,620,981	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

(注) 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「J F日本株・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）」、「J Fチャイナ・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）」及び「J Fインド株アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、これら証券投資信託であります。

尚、「J F日本株・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）」は「J F日本株・アクティブ・マザーファンド（適格機関投資家限定）」受益証券を、「J Fチャイナ・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）」は「J Fチャイナ・アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を、「J Fインド株アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）」は「J Fインド株アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券をそれぞれ主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべてそれぞれの親投資信託の受益証券であります。

これらの証券投資信託及び親投資信託の状況は以下の通りであります。

「J F日本株・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	(平成21年10月23日現在)	(平成22年4月23日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		676,005,533	643,407,516
流動資産合計		676,005,533	643,407,516
資産合計		676,005,533	643,407,516
負債の部			
流動負債			
未払受託者報酬		50,041	48,205
未払委託者報酬		458,703	441,877
その他未払費用		16,668	16,054
流動負債合計		525,412	506,136
負債合計		525,412	506,136
純資産の部			
元本等			
元本	※ 1	1,560,029,495	1,344,445,042
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）	※ 2	△884,549,374	△701,543,662
（分配準備積立金）		16,659,935	14,357,554
元本等合計		675,480,121	642,901,380
純資産合計		675,480,121	642,901,380
負債純資産合計		676,005,533	643,407,516

(注) 「J F日本株・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）」の計算期間は、毎年9月11日から翌年9月10日までであり、当ファンドの特定期間と異なります。上記貸借対照表は、平成21年10月23日及び平成22年4月23日における同証券投資信託の状況であります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成21年4月25日 至 平成21年10月23日)	(自 平成21年10月24日 至 平成22年4月23日)
有価証券の評価 基準及び評価方 法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証 券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成21年10月23日現在)	(平成22年4月23日現在)
※ 1 平成21年4月25日及び平成21年10月24 日における当該証券投資信託の元本額、 期中追加設定元本額及び期中解約元本 額		
期首元本額	1,199,592,416円	1,560,029,495円
期中追加設定元本額	743,086,961円	0円
期中解約元本額	382,649,882円	215,584,453円
平成21年10月23日及び平成22年4月23日 における元本の内訳（注）		
J F グレート・アジア 3・ファンド	1,560,029,495円	1,344,445,042円
合 計	1,560,029,495円	1,344,445,042円
※ 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、 その差額は884,549,374円 であります。	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、 その差額は701,543,662円 であります。
※ 3 平成21年10月23日及び平成22年4月23 日における受益権の総数	1,560,029,495口	1,344,445,042口

(注) 当該投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する注記

区分	(自 平成21年4月25日 至 平成21年10月23日)	(自 平成21年10月24日 至 平成22年4月23日)
1. 金融商品に対する 取組方針	—	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及 びそのリスク	—	当ファンドが当期間中に保有した主な金融商品は、以下に記載される親投資信託受益証券であります。 J F 日本株・アクティブ・マザーファンド（適格機関投資家限定） 親投資信託の受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。親投資信託受益証券には、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。
3. 金融商品に係るリ スク管理体制	—	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターおよびリスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。更に、投資制限の管理を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	(平成21年10月23日現在)	(平成22年4月23日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	—	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	—	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	—	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

(追加情報)

当期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成21年10月23日現在)		(平成22年4月23日現在)
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含まれた 評価差額 (円)	当期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託受益証券	676,005,533	△32,568,749	34,671,984
合計	676,005,533	△32,568,749	34,671,984

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、当証券投資信託の計算期間の開始日から平成21年10月23日及び平成22年4月23日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

区分	(平成21年10月23日現在)	(平成22年4月23日現在)
1口当たりの純資産額	0.4330円	0.4782円
(1万口当たりの純資産額)	(4,330円)	(4,782円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表（平成22年4月23日現在）

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	J F 日本株・アクティブ・マザーファンド (適格機関投資家限定)	637,352,666	643,407,516	
合計			637,352,666	643,407,516	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「J F 日本株・アクティブ・マザーファンド（適格機関投資家限定）」の状況
尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	（平成21年10月23日現在）	（平成22年４月23日現在）
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		956,718	562,149
コール・ローン		288,939,714	37,771,767
株式		11,706,946,620	5,763,125,500
未収入金		12,072,046	38,670,652
未収配当金		64,170,200	40,378,287
未収利息		395	51
流動資産合計		12,073,085,693	5,880,508,406
資産合計		12,073,085,693	5,880,508,406
負債の部			
流動負債			
未払金		31,007,889	41,863,193
未払解約金		25,312,765	7,799,516
流動負債合計		56,320,654	49,662,709
負債合計		56,320,654	49,662,709
純資産の部			
元本等			
元本	※ 1	13,187,284,671	5,776,049,936
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）	※ 2	△1,170,519,632	54,795,761
元本等合計		12,016,765,039	5,830,845,697
純資産合計		12,016,765,039	5,830,845,697
負債純資産合計		12,073,085,693	5,880,508,406

（注）「J F 日本株・アクティブ・マザーファンド（適格機関投資家限定）」の計算期間は、毎年９月11日から翌年９月10日までであり、当ファンドの特定期間と異なります。上記貸借対照表は、平成21年10月23日及び平成22年４月23日における同親投資信託の状況であります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成21年4月25日 至 平成21年10月23日)	(自 平成21年10月24日 至 平成22年4月23日)
有価証券の評価 基準及び評価方 法	株式 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	株式 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左 (3)時価が入手できなかった有価証券 同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	（平成21年10月23日現在）	（平成22年4月23日現在）
※ 1 平成21年4月25日及び平成21年10月24日における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額		
期首元本額	12,440,572,433円	13,187,284,671円
期中追加設定元本額	2,049,845,351円	977,873,866円
期中解約元本額	1,303,133,113円	8,389,108,601円
平成21年10月23日及び平成22年4月23日における元本の内訳（注）		
J F 日本株・アクティブ・オープン	2,103,439,948円	1,901,778,029円
J F 日本株・アクティブ・オープン V A 1	2,083,155,060円	1,997,328,140円
J F 日本株・アクティブ・オープン（分配型）	1,779,056,738円	1,239,591,101円
J F 日本株・アクティブ・オープン F（適格機関投資家専用）	741,884,914円	637,352,666円
J F / FOFs 用日本グロース株 F（適格機関投資家限定）	6,479,748,011円	—円
合 計	13,187,284,671円	5,776,049,936円
※ 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,170,519,632円であります。	—
※ 3 平成21年10月23日及び平成22年4月23日における受益権の総数	13,187,284,671口	5,776,049,936口

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する注記

区分	(自 平成21年4月25日 至 平成21年10月23日)	(自 平成21年10月24日 至 平成22年4月23日)
1. 金融商品に対する 取組方針	—	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及 びそのリスク	—	当ファンドが当期間中に保有した主な金融商品は、株式であります。当ファンドが保有した金融商品には、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。
3. 金融商品に係るリ スク管理体制	—	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターおよびリスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。更に、投資制限の管理を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	(平成21年10月23日現在)	(平成22年4月23日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	—	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	—	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	—	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

(追加情報)

当期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成21年10月23日現在)		(平成22年4月23日現在)
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含まれた 評価差額 (円)	当期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
株式	11,706,946,620	△636,058,002	408,694,684
合計	11,706,946,620	△636,058,002	408,694,684

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から平成21年10月23日及び平成22年4月23日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

区分	（平成21年10月23日現在）	（平成22年４月23日現在）
１口当たりの純資産額	0.9112円	1.0095円
（１万口当たりの純資産額）	（9,112円）	（10,095円）

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表（平成22年４月23日現在）

（イ）株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
日本円	ショーボンドホールディングス	16,300	1,853.00	30,203,900	
	日本電設工業	33,000	876.00	28,908,000	
	三井製糖	88,000	315.00	27,720,000	
	東洋水産	20,000	2,291.00	45,820,000	
	旭化成	59,000	514.00	30,326,000	
	昭和電工	405,000	198.00	80,190,000	
	電気化学工業	127,000	408.00	51,816,000	
	信越化学工業	13,300	5,320.00	70,756,000	
	関西ペイント	40,000	720.00	28,800,000	
	富士フイルムホールディングス	22,300	3,145.00	70,133,500	
	マンダム	12,600	2,565.00	32,319,000	
	日東電工	14,900	3,575.00	53,267,500	
	ニフコ	16,000	2,024.00	32,384,000	
	ツムラ	6,900	2,733.00	18,857,700	
	第一三共	17,100	1,631.00	27,890,100	
	J Xホールディングス	138,000	529.00	73,002,000	
	住友ゴム工業	66,400	806.00	53,518,400	
	旭硝子	144,000	1,087.00	156,528,000	
	日本碍子	15,000	1,804.00	27,060,000	
	MARUWA	8,300	1,975.00	16,392,500	
	新日本製鐵	96,000	341.00	32,736,000	
	ジェイ エフ イー ホールディングス	18,700	3,430.00	64,141,000	
	大和工業	10,600	3,140.00	33,284,000	
	日立金属	61,000	939.00	57,279,000	
	古河電気工業	170,000	471.00	80,070,000	
	住友電気工業	99,600	1,150.00	114,540,000	
	アーレスティ	33,600	1,150.00	38,640,000	
	住生活グループ	62,800	1,820.00	114,296,000	
	ディスコ	2,800	6,470.00	18,116,000	
	ナブテスコ	42,000	1,168.00	49,056,000	
	クボタ	87,000	820.00	71,340,000	
	セガサミーホールディングス	38,100	1,225.00	46,672,500	
	帝国ピストンリング	29,200	757.00	22,104,400	
	THK	14,600	1,923.00	28,075,800	
	イビデン	33,400	3,575.00	119,405,000	
	東芝	107,000	532.00	56,924,000	
	三菱電機	138,000	817.00	112,746,000	
	安川電機	35,000	821.00	28,735,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
	マプチモーター	8,500	5,270.00	44,795,000	
	富士通	114,000	648.00	73,872,000	
	T D K	8,900	6,070.00	54,023,000	
	フォスター電機	6,700	2,600.00	17,420,000	
	横河電機	73,500	793.00	58,285,500	
	山武	13,000	2,292.00	29,796,000	
	イリソ電子工業	18,700	1,737.00	32,481,900	
	スタンレー電気	33,300	1,805.00	60,106,500	
	新神戸電機	28,000	1,025.00	28,700,000	
	ローム	4,800	6,880.00	33,024,000	
	村田製作所	12,100	5,270.00	63,767,000	
	キヤノン	33,400	4,245.00	141,783,000	
	東京エレクトロン	9,600	6,280.00	60,288,000	
	トヨタ紡織	34,500	1,601.00	55,234,500	
	武蔵精密工業	8,300	2,105.00	17,471,500	
	日信工業	30,400	1,508.00	45,843,200	
	カヤバ工業	101,000	352.00	35,552,000	
	アイシン精機	11,200	2,682.00	30,038,400	
	ダイハツ工業	63,000	883.00	55,629,000	
	本田技研工業	74,400	3,215.00	239,196,000	
	スズキ	28,600	1,933.00	55,283,800	
	エクセディ	17,900	2,315.00	41,438,500	
	エフ・シー・シー	14,800	1,728.00	25,574,400	
	日本電産トーソク	32,800	1,417.00	46,477,600	
	HOYA	12,100	2,522.00	30,516,200	
	日本写真印刷	5,800	3,360.00	19,488,000	
	東日本旅客鉄道	15,500	6,590.00	102,145,000	
	ヤフー	1,803	36,050.00	64,998,150	
	伊藤忠テクノソリューションズ	9,500	3,365.00	31,967,500	
	日本電信電話	48,400	3,870.00	187,308,000	
	D T S	37,900	1,109.00	42,031,100	
	カプコン	31,400	1,886.00	59,220,400	
	ソフトバンク	35,900	2,104.00	75,533,600	
	伊藤忠商事	65,800	832.00	54,745,600	
	丸紅	162,000	569.00	92,178,000	
	三井物産	89,600	1,497.00	134,131,200	
	住友商事	88,800	1,138.00	101,054,400	
	三菱商事	41,500	2,297.00	95,325,500	
	ポイント	5,080	6,020.00	30,581,600	
	パル	9,400	2,778.00	26,113,200	
	ジェイアイエヌ	77,000	459.00	35,343,000	
	ドン・キホーテ	30,800	2,515.00	77,462,000	
	しまむら	4,200	9,200.00	38,640,000	
	ニトリ	8,350	7,350.00	61,372,500	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	368,900	501.00	184,818,900	
	三井住友フィナンシャルグループ	64,200	3,230.00	207,366,000	
	千葉銀行	109,000	601.00	65,509,000	
	大和証券グループ本社	126,000	492.00	61,992,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
	野村ホールディングス	171,700	659.00	113,150,300	
	第一生命保険	175	155,200.00	27,160,000	
	オリックス	10,620	8,270.00	87,827,400	
	野村不動産ホールディングス	25,200	1,630.00	41,076,000	
	三井不動産	19,000	1,634.00	31,046,000	
	住友不動産販売	7,230	4,745.00	34,306,350	
	東急リバブル	39,200	996.00	39,043,200	
	イオンモール	10,000	1,905.00	19,050,000	
	楽天	969	71,200.00	68,992,800	
	ニチイ学館	34,500	913.00	31,498,500	
小計	銘柄数：	96		5,763,125,500	
	組入時価比率：	98.8%		100.0%	
合計				5,763,125,500	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

(ロ) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「JFチャイナ・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）」の状況
尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区分	注記 番号	(平成21年10月26日現在)	(平成22年4月26日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		966,316,531	832,173,578
未収入金		8,000,000	—
流動資産合計		974,316,531	832,173,578
資産合計		974,316,531	832,173,578
負債の部			
流動負債			
未払解約金		8,000,000	—
未払受託者報酬		261,668	218,987
未払委託者報酬		2,280,199	1,908,306
その他未払費用		74,716	62,523
流動負債合計		10,616,583	2,189,816
負債合計		10,616,583	2,189,816
純資産の部			
元本等			
元本	※ 1	522,928,738	458,180,485
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		440,771,210	371,803,277
（分配準備積立金）		323,703,285	291,521,904
元本等合計		963,699,948	829,983,762
純資産合計		963,699,948	829,983,762
負債純資産合計		974,316,531	832,173,578

(注) 「JFチャイナ・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）」の計算期間は、毎年12月18日から翌年12月17日までであり、当ファンドの特定期間と異なります。上記貸借対照表は、平成21年10月26日及び平成22年4月26日における同証券投資信託の状況であります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成21年4月28日 至 平成21年10月26日)	(自 平成21年10月27日 至 平成22年4月26日)
有価証券の評価 基準及び評価方 法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証 券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成21年10月26日現在)	(平成22年4月26日現在)
※1 本報告書における開示対象ファンドの 期首における当該証券投資信託の元本 額、期中追加設定元本額及び期中解約元 本額		
期首元本額	691,533,896円	522,928,738円
期中追加設定元本額	46,184,859円	10,671,790円
期中解約元本額	214,790,017円	75,420,043円
本報告書における開示対象ファンドの期末 における元本の内訳（注）		
J F グレート・アジア3・ファンド	522,928,738円	458,180,485円
合 計	522,928,738円	458,180,485円
※2 本報告書における開示対象ファンドの 特定期間末日における受益権の総数	522,928,738口	458,180,485口

(注) 当該投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する注記

区分	(自 平成21年4月28日 至 平成21年10月26日)	(自 平成21年10月27日 至 平成22年4月26日)
1. 金融商品に対する 取組方針	—	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及 びそのリスク	—	当ファンドが当期間中に保有した主な金融商品は、以下に記載される親投資信託受益証券であります。 JFチャイナ・アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用） 親投資信託の受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。親投資信託受益証券には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。
3. 金融商品に係るリ スク管理体制	—	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターおよびリスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。更に、投資制限の管理を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	(平成21年10月26日現在)	(平成22年4月26日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	—	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	—	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	—	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

(追加情報)

当期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成21年10月26日現在)		(平成22年4月26日現在)
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含まれた 評価差額 (円)	当期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託受益証券	966,316,531	381,171,952	20,293,697
合計	966,316,531	381,171,952	20,293,697

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、当証券投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

区分	(平成21年10月26日現在)	(平成22年4月26日現在)
1口当たりの純資産額	1.8429円	1.8115円
(1万口当たりの純資産額)	(18,429円)	(18,115円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表（平成22年4月26日現在）

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	J F チャイナ・アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）	263,897,247	832,173,578	
合計			263,897,247	832,173,578	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「J F チャイナ・アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区分	注記 番号	(平成21年10月26日現在)	(平成22年4月26日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		71,723,965	126,032,055
コール・ローン		20,061,274	47,825,248
株式		12,151,145,677	10,471,490,103
投資信託受益証券		363,271,867	306,531,722
派生商品評価勘定		648	129,140
未収入金		51,785,262	97,182,903
未収配当金		3,035,464	2,338,492
未収利息		27	65
流動資産合計		12,661,024,184	11,051,529,728
資産合計		12,661,024,184	11,051,529,728
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		292,179	718,779
未払金		57,514,090	73,548,480
未払解約金		33,519,538	60,079,498
流動負債合計		91,325,807	134,346,757
負債合計		91,325,807	134,346,757
純資産の部			
元本等			
元本	※ 1	3,930,732,674	3,462,054,042
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		8,638,965,703	7,455,128,929
元本等合計		12,569,698,377	10,917,182,971
純資産合計		12,569,698,377	10,917,182,971
負債純資産合計		12,661,024,184	11,051,529,728

(注) 「J F チャイナ・アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の計算期間は、毎年12月18日から翌年12月17日までであり、当ファンドの特定期間と異なります。上記貸借対照表は、平成21年10月26日及び平成22年4月26日における同親投資信託の状況であります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成21年4月28日 至 平成21年10月26日)	(自 平成21年10月27日 至 平成22年4月26日)
1. 有価証券の 評価基準及 び評価方法	株式及び投資信託受益証券 移動平均法に基づき、以下のとおり原則 として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている 有価証券 金融商品取引所等に上場されている 有価証券は、原則として金融商品取引 所等における計算期間末日の最終相場 （外貨建証券の場合は計算期間末日に おいて知りうる直近の最終相場）で評 価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所 等の最終相場がない場合には、当該金 融商品取引所等における直近の日の最 終相場で評価しておりますが、直近の 日の最終相場によることが適当でない と認められた場合は、当該金融商品取 引所等における計算期間末日又は直近 の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていな い有価証券 当該有価証券については、原則とし て、日本証券業協会発表の売買参考統 計値（平均値）、金融機関の提示する 価額（ただし、売気配相場は使用しな い）又は価格提供会社の提供する価額 のいずれかから入手した価額で評価し ております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場 合又は入手した評価額が時価と認定で きない事由が認められた場合は、委託 会社が忠実義務に基づいて合理的事由 をもって時価と認めた価額もしくは受 託者と協議のうえ両者が合理的事由を もって時価と認めた価額で評価してお ります。	株式及び投資信託受益証券 移動平均法に基づき、以下のとおり原則 として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている 有価証券 同左 (2)金融商品取引所等に上場されていな い有価証券 同左 (3)時価が入手できなかった有価証券 同左
2. デリバティ ブ等の評価 基準及び評 価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価 しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国 における計算期間末日の対顧客先物売買 相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左

区分	(自 平成21年4月28日 至 平成21年10月26日)	(自 平成21年10月27日 至 平成22年4月26日)
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成21年10月26日現在)	(平成22年4月26日現在)
※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額		
期首元本額	3,882,847,111円	3,930,732,674円
期中追加設定元本額	1,360,944,267円	725,262,154円
期中解約元本額	1,313,058,704円	1,193,940,786円
本報告書における開示対象ファンドの期末における元本の内訳（注）		
J Fチャイナ・アクティブ・オープン	3,628,551,008円	3,198,156,795円
J Fチャイナ・アクティブ・オープン F（適格機関投資家専用）	302,181,666円	263,897,247円
合 計	3,930,732,674円	3,462,054,042円
※2 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	3,930,732,674口	3,462,054,042口

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する注記

区分	(自 平成21年4月28日 至 平成21年10月26日)	(自 平成21年10月27日 至 平成22年4月26日)
1. 金融商品に対する 取組方針	—	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及 びそのリスク	—	当ファンドが当期間中に保有した主な金融商品は、株式、投資信託受益証券およびデリバティブ取引であり、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。当ファンドが保有した金融商品およびデリバティブ取引には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。 なお、デリバティブ取引は、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的として利用しております。
3. 金融商品に係るリ スク管理体制	—	当ファンドは運用を外部委託しておりますが、投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクター及び外部委託先において運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターを行います。さらに外部委託先のインベストメント・ダイレクターは、リスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。 (3)運用商品部は外部委託先のリスク管理体制に変更がないか継続的にモニタリングします。運用商品部長はその結果をリスク・コミッティーに報告し、当該報告内容に問題点があった際には、必要に応じてリスク・コミッティーより勧告を受けます。また運用商品部長は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、業務改善指導、委託解消等の対応策を実施します。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	(平成21年10月26日現在)	(平成22年4月26日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	—	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	—	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	—	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

(追加情報)

当期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成21年10月26日現在)		(平成22年4月26日現在)
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含まれた 評価差額 (円)	当期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
株式	12,151,145,677	3,324,937,795	8,072,779
投資信託受益証券	363,271,867	114,128,736	△19,278,150
合計	12,514,417,544	3,439,066,531	△11,205,371

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

区分	(自 平成21年4月28日 至 平成21年10月26日)
<u>1. 取引の内容</u>	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。
<u>2. 取引に対する取引方針</u>	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避及び効率的な運用に資することを目的としております。
<u>3. 取引の利用目的</u>	デリバティブ取引は、通貨関連では外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。
<u>4. 取引に係るリスクの内容</u>	為替予約取引に係るリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。
<u>5. 取引に係るリスクの管理体制</u>	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従い、運用担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。
<u>6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明</u>	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

II 取引の時価等に関する事項 (通貨関連)

区分	種類	(平成21年10月26日現在)				(平成22年4月26日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年 超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年 超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建								
	アメリカドル	—	—	—	—	34,941,260	—	35,066,027	124,767
	シンガポールドル	157,956	—	158,604	648	—	—	—	—
	売建								
	アメリカドル	44,157,956	—	44,450,135	△ 292,179	38,000,000	—	38,577,786	△ 577,786
	香港ドル	—	—	—	—	14,941,260	—	15,077,880	△ 136,620
合計		44,315,912	—	44,608,739	△ 291,531	87,882,520	—	88,721,693	△ 589,639

(注) 1. 為替予約の時価の算定方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

・ 計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は各々の合計金額であります。

4. 評価損益は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

区分	(平成21年10月26日現在)	(平成22年4月26日現在)
1口当たりの純資産額	3.1978円	3.1534円
(1万口当たりの純資産額)	(31,978円)	(31,534円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表（平成22年4月26日現在）

(イ) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
アメリカドル	CTrip.COM INTERNATIONAL, LTD-ADR	15,625	38.48	601,250.00	
小計	銘柄数：	1		601,250.00	
				(56,637,750)	
	組入時価比率：	0.5%		0.5%	
香港ドル	0-NET COMMUNICATIONS GROUP LTD	138,000	2.90	400,200.00	
	CHINA OILFIELD SERVICES LIMITED-H	1,276,000	10.66	13,602,160.00	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL -H	5,170,000	6.40	33,088,000.00	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	956,500	34.40	32,903,600.00	
	CNOOC LTD	4,937,000	13.60	67,143,200.00	
	PETROCHINA CO LTD-H	1,856,000	9.06	16,815,360.00	
	SANY HEAVY EQUIPMENT INTL HLDGS CO LTD	812,000	8.99	7,299,880.00	
	YANZHOU COAL MINING-H	672,000	18.12	12,176,640.00	
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	1,360,000	7.99	10,866,400.00	
	BBMG CORPORATION-H	775,000	7.70	5,967,500.00	
	CHINA NATIONAL BUILDINGS MA-H	752,000	13.24	9,956,480.00	
	JIANGXI COPPER COMPANY LTD-H	829,000	17.20	14,258,800.00	
	SINOPEC SHANGHAI PETROCHEMICAL COMPANY-H	1,376,000	3.13	4,306,880.00	
	SHANGHAI INDUSTRIAL HOLDINGS LIMITED	174,000	35.40	6,159,600.00	
	CHINA MERCHANTS HOLDINGS INTERNATIONAL	126,000	28.50	3,591,000.00	
	CHINA SHIPPING DEVELOPMENT-H	812,000	12.04	9,776,480.00	
	COSCO PACIFIC LIMITED	628,000	11.94	7,498,320.00	
	ORIENT OVERSEAS INTERNATIONAL LTD	146,500	60.60	8,877,900.00	
	BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE HOLDINGS LTD	2,552,000	2.41	6,150,320.00	
	ANTA SPORTS PRODUCTS LIMITED	550,000	13.40	7,370,000.00	
	DAPHNE INTERNATIONAL HOLDINGS LIMITED	458,000	8.30	3,801,400.00	
	LI NING CO LTD	407,500	29.20	11,899,000.00	
	HUIYIN HOUSEHOLD APPLIANCES HOLDINGS CO	984,000	2.67	2,627,280.00	
	INTIME DEPARTMENT STORE GROUP COMPANY	1,049,000	7.41	7,773,090.00	
	MAOYE INTERNATIONAL HOLDINGS	2,362,000	2.87	6,778,940.00	
	PARKSON RETAIL GROUP LTD	969,500	12.80	12,409,600.00	
	BEIJING JINGKELONG SUPERMARKET CHAIN-H	403,000	8.79	3,542,370.00	
	LIANHUA SUPERMARKET HOLDINGS LIMITED-H	275,000	29.80	8,195,000.00	
	AUSNUTRIA DAIRY CORP LTD	502,000	5.65	2,836,300.00	
	CHINA YURUN FOOD GROUP LIMITED	618,000	24.55	15,171,900.00	
	TINGYI HOLDING CORP	804,000	19.40	15,597,600.00	
	BANK OF CHINA LTD-H	10,339,000	4.05	41,872,950.00	
	BANK OF COMMUNICATIONS CO LTD-H	1,234,000	9.12	11,254,080.00	
	CHINA CITIC BANK CORPORATION LIMITED-H	1,414,000	5.26	7,437,640.00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	10,736,000	6.32	67,851,520.00	
	IND & COMM BK OF CHINA-H	10,809,000	5.84	63,124,560.00	
	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	1,643,000	36.30	59,640,900.00	
	CHINA PACIFIC INSURANCE GROUP COMPANY-H	465,600	32.60	15,178,560.00	
	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	398,000	67.90	27,024,200.00	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	988,000	14.18	14,009,840.00	
	CHINA VANKE CO LTD-B	1,632,355	7.80	12,732,369.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
	GLORIOUS PROPERTY HOLDINGS LTD	3,147,000	2.75	8,654,250.00	
	POLY HONG KONG INVESTMENT LTD	1,686,000	7.94	13,386,840.00	
	TENCENT HOLDINGS LIMITED	253,200	161.80	40,967,760.00	
	CHINA MOBILE LTD	1,055,000	78.60	82,923,000.00	
	CHINA TELECOM CORPORATION LIMITED-H	2,518,000	3.75	9,442,500.00	
	CHINA RESOURCES GAS GROUP LIMITED	706,000	11.74	8,288,440.00	
	CHINA RESOURCES POWER HOLDINGS CO LTD	325,400	16.18	5,264,972.00	
小計	銘柄数：	48		857,895,581.00	
				(10,414,852,353)	
	組入時価比率：	95.4%		99.5%	
合計				10,471,490,103	
				(10,471,490,103)	

(注) 各通貨計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注) 小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	香港ドル	WISE-CSI 300 CHINA TRACKER		752,600	25,249,730.00	
	計	銘柄数：	1	752,600	25,249,730.00	
					(306,531,722)	
		組入時価比率：	2.8%		100.0%	
	小計				306,531,722	
					(306,531,722)	
	合計				306,531,722	
					(306,531,722)	

(注) 各通貨計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注) 小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

(注) 投資信託受益証券における券面総額の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等に関する注記 II 取引の時価等に関する事項」に開示しておりますので、記載を省略しております。

「J F インド株アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）」の状況
尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	（平成21年10月26日現在）	（平成22年 4 月26日現在）
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		667,564,815	636,876,132
未収入金		8,000,000	20,000,000
流動資産合計		675,564,815	656,876,132
資産合計		675,564,815	656,876,132
負債の部			
流動負債			
未払解約金		8,000,000	20,000,000
未払受託者報酬		132,790	117,995
未払委託者報酬		1,159,650	1,030,495
その他未払費用		35,377	31,436
流動負債合計		9,327,817	21,179,926
負債合計		9,327,817	21,179,926
純資産の部			
元本等			
元本	※ 1	656,146,346	528,703,771
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		10,090,652	106,992,435
（分配準備積立金）		83,855,888	129,230,097
元本等合計		666,236,998	635,696,206
純資産合計		666,236,998	635,696,206
負債純資産合計		675,564,815	656,876,132

（注）「J F インド株アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）」の計算期間は、毎年1月28日から翌年1月27日までであり、当ファンドの特定期間と異なります。上記貸借対照表は、平成21年10月26日及び平成22年4月26日における同証券投資信託の状況であります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成21年4月28日 至 平成21年10月26日)	(自 平成21年10月27日 至 平成22年4月26日)
有価証券の評価 基準及び評価方 法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証 券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成21年10月26日現在)	(平成22年4月26日現在)
※1 本報告書における開示対象ファンドの期 首における当該証券投資信託の元本額、 期中追加設定元本額及び期中解約元本額		
期首元本額	706,267,235円	656,146,346円
期中追加設定元本額	162,253,590円	0円
期中解約元本額	212,374,479円	127,442,575円
本報告書における開示対象ファンドの期末に おける元本の内訳（注）		
J F グレート・アジア 3 ・ ファンド	656,146,346円	528,703,771円
合 計	656,146,346円	528,703,771円
※2 本報告書における開示対象ファンドの特 定期間末日における受益権の総数	656,146,346口	528,703,771口

(注) 当該投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する注記

区分	(自 平成21年4月28日 至 平成21年10月26日)	(自 平成21年10月27日 至 平成22年4月26日)
1. 金融商品に対する 取組方針	—	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及 びそのリスク	—	当ファンドが当期間中に保有した主な金融商品は、以下に記載される親投資信託受益証券であります。 JFインド株アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用） 親投資信託の受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。親投資信託受益証券には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。
3. 金融商品に係るリ スク管理体制	—	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターおよびリスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。更に、投資制限の管理を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	（平成21年10月26日現在）	（平成22年4月26日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	—	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	—	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	—	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

（追加情報）

当期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（平成21年10月26日現在）		（平成22年4月26日現在）
	貸借対照表計上額 （円）	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	667,564,815	275,953,523	98,656,021
合計	667,564,815	275,953,523	98,656,021

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、当証券投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

区分	(平成21年10月26日現在)	(平成22年4月26日現在)
1口当たりの純資産額	1.0154円	1.2024円
(1万口当たりの純資産額)	(10,154円)	(12,024円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表（平成22年4月26日現在）

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	J F インド株アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）	423,962,277	636,876,132	
合計			423,962,277	636,876,132	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「J F インド株アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区分	注記 番号	(平成21年10月26日現在)	(平成22年4月26日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		35,946,074	185,914,916
コール・ローン		305,476,604	87,922,217
株式		11,804,932,218	13,323,143,588
未収入金		93,906,907	156,625,888
未収配当金		8,838,596	—
未収利息		418	120
流動資産合計		12,249,100,817	13,753,606,729
資産合計		12,249,100,817	13,753,606,729
負債の部			
流動負債			
未払金		24,175,274	—
未払解約金		140,815,355	75,071,456
流動負債合計		164,990,629	75,071,456
負債合計		164,990,629	75,071,456
純資産の部			
元本等			
元本	※ 1	9,551,102,465	9,105,735,318
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		2,533,007,723	4,572,799,955
元本等合計		12,084,110,188	13,678,535,273
純資産合計		12,084,110,188	13,678,535,273
負債純資産合計		12,249,100,817	13,753,606,729

(注) 「J F インド株アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の計算期間は、毎年1月28日から翌年1月27日までであり、当ファンドの特定期間と異なります。上記貸借対照表は、平成21年10月26日及び平成22年4月26日における同親投資信託の状況であります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成21年4月28日 至 平成21年10月26日)	(自 平成21年10月27日 至 平成22年4月26日)
1. 有価証券の 評価基準及 び評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	株式 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左 (3)時価が入手できなかった有価証券 同左
2. デリバティブ等の評価 基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左

区分	(自 平成21年4月28日 至 平成21年10月26日)	(自 平成21年10月27日 至 平成22年4月26日)
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成21年10月26日現在)	(平成22年4月26日現在)
※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額		
期首元本額	9,018,785,582円	9,551,102,465円
期中追加設定元本額	1,476,342,783円	651,669,585円
期中解約元本額	944,025,900円	1,097,036,732円
本報告書における開示対象ファンドの期末における元本の内訳（注）		
J F インド株アクティブ・オープン	9,023,466,664円	8,681,773,041円
J F インド株アクティブ・オープン F（適格機関投資家専用）	527,635,801円	423,962,277円
合 計	9,551,102,465円	9,105,735,318円
※2 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	9,551,102,465口	9,105,735,318口

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する注記

区分	(自 平成21年4月28日 至 平成21年10月26日)	(自 平成21年10月27日 至 平成22年4月26日)
1. 金融商品に対する 取組方針	—	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及 びそのリスク	—	当ファンドが当期間中に保有した主な金融商品は、株式およびデリバティブ取引であり、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。当ファンドが保有した金融商品およびデリバティブ取引には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。 なお、デリバティブ取引は通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的として利用しております。
3. 金融商品に係るリ スク管理体制	—	当ファンドは運用を外部委託しておりますが、投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクター及び外部委託先において運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターを行います。さらに外部委託先のインベストメント・ダイレクターは、リスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。 (3)運用商品部は外部委託先のリスク管理体制に変更がないか継続的にモニタリングします。運用商品部長はその結果をリスク・コミッティーに報告し、当該報告内容に問題点があった際には、必要に応じてリスク・コミッティーより勧告を受けます。また運用商品部長は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、業務改善指導、委託解消等の対応策を実施します。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	(平成21年10月26日現在)	(平成22年4月26日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	—	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	—	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	—	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

(追加情報)

当期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成21年10月26日現在)		(平成22年4月26日現在)
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含まれた 評価差額 (円)	当期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
株式	11,804,932,218	4,648,957,303	1,043,630,492
合計	11,804,932,218	4,648,957,303	1,043,630,492

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

区分	(自 平成21年4月28日 至 平成21年10月26日)
1. 取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。
2. 取引に対する取引方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避及び効率的な運用に資することを目的としております。
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、通貨関連では外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。
4. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係るリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。
5. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従い、運用担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

II 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

区分	(平成21年10月26日現在)	(平成22年4月26日現在)
1口当たりの純資産額	1,2652円	1,5022円
(1万口当たりの純資産額)	(12,652円)	(15,022円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表（平成22年4月26日現在）

(イ) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
アメリカドル	RELIANCE INDUSTRIES-SPONS GDR 144A	25,300	48.97	1,238,941.00	
小計	銘柄数：	1		1,238,941.00	
				(116,708,242)	
	組入時価比率：	0.9%		0.9%	
インドルピー	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	131,550	498.65	65,597,407.50	
	HINDUSTAN PETROLEUM CORP	192,558	303.60	58,460,608.80	
	OIL & NATURAL GAS CORP LTD	31,000	1,017.30	31,536,300.00	
	RELIANCE INDUSTRIES LTD	679,892	1,087.35	739,280,566.20	
	ACC LIMITED	84,000	902.55	75,814,200.00	
	AMBUJA CEMENTS LIMITED	670,000	120.15	80,500,500.00	
	GRASIM INDUSTRIES LTD	21,355	2,834.95	60,540,357.25	
	HINDALCO INDUSTRIES LIMITED	774,000	178.20	137,926,800.00	
	JINDAL STEEL & POWER LTD	205,000	718.75	147,343,750.00	
	JSW STEEL LIMITED	27,000	1,198.25	32,352,750.00	
	STERLITE INDUSTRIES INDIA LTD	160,000	795.15	127,224,000.00	
	BHARAT HEAVY ELECTRICALS	114,000	2,481.55	282,896,700.00	
	CUMMINS INDIA LTD	63,845	532.65	34,007,039.25	
	IRB INFRASTRUCTURE DEVELOPERS LIMITED	121,676	282.00	34,312,632.00	
	JAIPRAKASH ASSOCIATES LTD	425,000	157.40	66,895,000.00	
	LARSEN & TOUBRO LIMITED	99,757	1,617.85	161,391,862.45	
	TATA MOTORS LTD	291,437	844.45	246,103,974.65	
	MUNDRA PORT AND SEZ LIMITED	100,000	784.35	78,435,000.00	
	BAJAJ AUTO LIMITED	43,493	2,107.35	91,654,973.55	
	HERO HONDA MOTORS LIMITED	40,126	1,883.65	75,583,339.90	
	MARUTI SUZUKI INDIA LTD	81,908	1,361.80	111,542,314.40	
	EVERONN EDUCATION LTD	24,500	386.05	9,458,225.00	
	ITC LTD	624,000	266.85	166,514,400.00	
	DR.REDDY'S LABORATORIES	53,761	1,213.30	65,228,221.30	
	PIRAMAL HEALTHCARE LIMITED	80,000	510.50	40,840,000.00	
	SUN PHARMACEUTICAL INDUS LTD	41,000	1,684.60	69,068,600.00	
	AXIS BANK LIMITED	54,000	1,235.90	66,738,600.00	
	HDFC BANK LIMITED	233,300	1,944.35	453,616,855.00	
	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	126,000	2,719.90	342,707,400.00	
	ICICI BANK LTD	466,000	975.75	454,699,500.00	
	INDUSIND BANK LIMITED	415,000	190.20	78,933,000.00	
	UNION BANK OF INDIA LIMITED	238,792	306.45	73,177,808.40	
	INFRASTRUCTURE DEV FINANCE	1,120,000	170.40	190,848,000.00	
	KOTAK MAHINDRA BANK LTD	108,484	744.80	80,798,883.20	
	POWER FINANCE CORPORATION	344,427	274.05	94,390,219.35	
	SHRIRAM TRANSPORT FINANCE	31,749	528.45	16,777,759.05	
	BAJAJ FINSERV LTD	90,454	321.95	29,121,665.30	
	GODREJ PROPERTIES LTD	19,241	502.75	9,673,412.75	
	UNITECH LIMITED	860,000	85.25	73,315,000.00	
	INFOSYS TECHNOLOGIES LTD	255,985	2,728.10	698,352,678.50	
	TATA CONSULTANCY SERVICES	261,272	780.20	203,844,414.40	
	RELIANCE INFRASTRUCTURE LTD	55,690	1,122.65	62,520,378.50	

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
	TATA POWER COMPANY LIMITED	89,993	1,361.25	122,502,971.25	
小計	銘柄数：	43		6,142,528,067.95	
				(13,206,435,346)	
	組入時価比率：	96.5%		99.1%	
合計				13,323,143,588	
				(13,323,143,588)	

(注) 各通貨計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注) 小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

(ロ) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】
【純資産額計算書】

（平成22年5月31日現在）

種類	金額	単位
I 資産総額	1,927,292,333	円
II 負債総額	5,165,609	円
III 純資産総額(I － II)	1,922,126,724	円
IV 発行済口数	2,525,609,824	口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	0.7611	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 名義書換

当ファンドの受益権は、社振法に定める振替投資信託受益権の形態で発行されますので、名義書換手続きはありませんが、その譲渡は以下の手続きにより行われます。

- (1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- (2) 上記(1)の申請があった場合には、上記(1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- (3) 上記(1)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

2 受益者に対する特典

ありません。

3 受益証券の譲渡制限の内容

当ファンドの受益権には、譲渡制限はありません。なお、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4 その他内国投資信託受益証券事務の概要

(1) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(2) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(3) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

① 資本金の額（有価証券報告書提出日現在）

資本金の額	2,218百万円
会社が発行する株式の総数	70,000株
発行済株式総数	56,265株

② 会社の意思決定機構

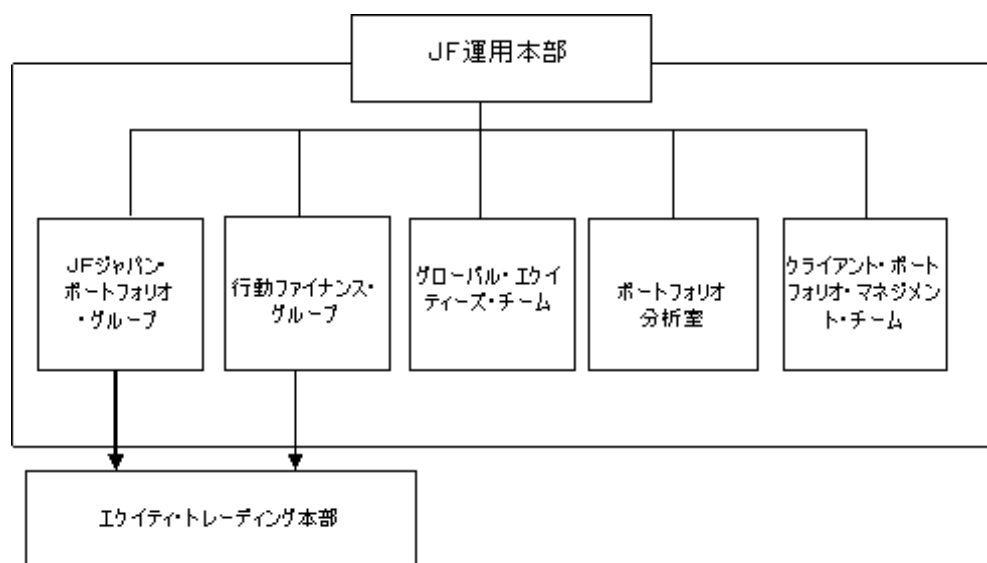
取締役会は、会社の業務執行上重要な事項を決定し、その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。

取締役は、株主総会において選任され、任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

また、リスク管理上の重要な事項（法令上取締役会の決議事項とされているものを除きます。）を決議または審議することについて、取締役会の委嘱を受けた機関として、リスク・コミッティーを設置しています。

③ 投資運用の意思決定機構

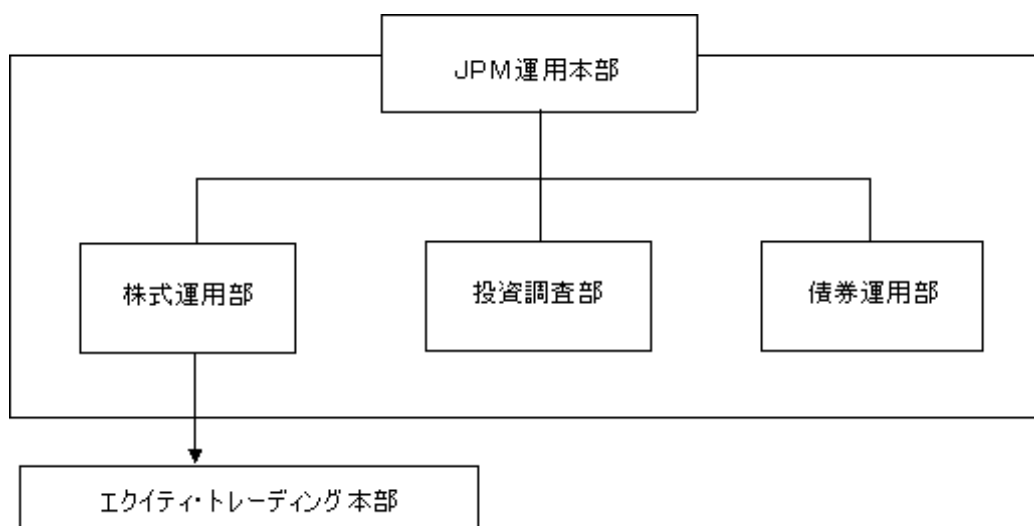
（イ）JF運用本部



- ① JF運用本部は、JFストラテジーまたは行動ファイナンス・ストラテジーに基づいた運用を行います。
- ② JF運用本部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催します。各会議にて、JFストラテジーまたは行動ファイナンス・ストラテジーに基づいた国内外株式、その他資産の運用戦略の方向性を決定します。
- ③ JFジャパン・ポートフォリオ・グループは、JF日本株式ストラテジーに基づき主に国内株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断に利用します。
- ④ 行動ファイナンス・グループは、行動ファイナンス・ストラテジーに基づき主に国内外の株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断に利用します。
- ⑤ グローバル・エクイティーズ・チームは、「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループの各ポートフォリオ・マネジャーと交換した情報を参考に外国株式の投資判断を行います。

- ⑥ クライアント・ポートフォリオ・マネジメント・チームは、J F 運用本部の国内株式運用や海外関係会社に運用を委託している J F ストラテジーによる外国株式運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。
- ⑦ エクイティ・トレーディング本部は、上記③・④のグループによる投資判断を受け、主に国内の株式の売買を執行します。
- ⑧ ポートフォリオ分析室は、運用実績の分析を行い、上記③・④・⑥のグループ等にその結果を提供します。

（ロ）J P M 運用本部

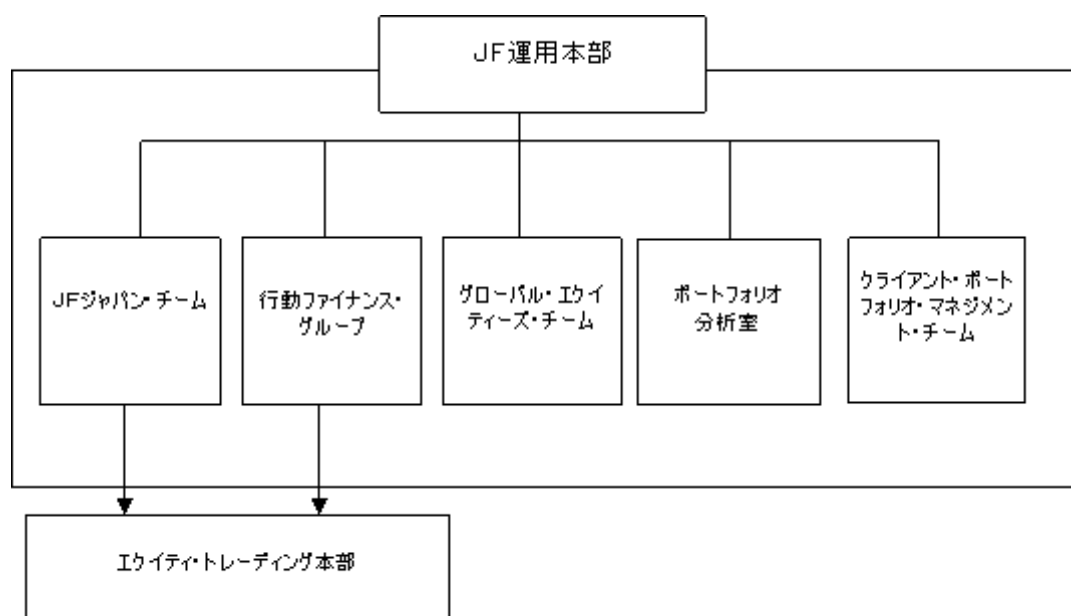


- ① J P M 運用本部は、国内株式・国内外の債券について J P M ストラテジーに基づいた運用を行う投資調査部、株式運用部および債券運用部から構成されます。
- ② 投資調査部に所属するアナリストは J P M ストラテジーに基づき主に国内株式の分析を行い、その結果に基づき各銘柄に評価を付します。同部に所属するエコノミストは、マクロ経済の観点からアナリストの調査・分析の基となる情報の提供を行います。
- ③ 株式運用部に所属するポートフォリオ・マネジャーは、投資調査部のアナリストとの議論を通じて、上記②の評価を検証の上、投資判断を行い、主に国内株式のポートフォリオの構築を行います。
- ④ 債券運用部では、国内外の債券の運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催し、運用戦略の方向性を決定します。その決定内容を自らの投資判断に利用し、国内外の債券のポートフォリオを決定します。また国内外の債券の売買を執行します。
- ⑤ エクイティ・トレーディング本部は、株式運用部所属のポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、主に国内株式の売買を執行します。

（注）上記（イ）および（ロ）の意思決定機構・組織名称等は、平成22年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜平成22年8月1日付けで、上記「③ 投資運用の意思決定機構（イ）JF運用本部」の記載を、以下のとおりに変更する予定です。＞

（イ）JF運用本部



- ① JF運用本部は、JF戦略または行動ファイナンス・戦略に基づいた運用を行います。
- ② JF運用本部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催します。各会議にて、JF戦略または行動ファイナンス・戦略に基づいた国内外株式、その他資産の運用戦略の方向性を決定します。
- ③ JFジャパン・チームは、JF日本株式戦略に基づき主に国内株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断に利用します。
- ④ 行動ファイナンス・グループは、行動ファイナンス・戦略に基づき主に国内外の株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断に利用します。
- ⑤ グローバル・エクイティーズ・チームは、「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループの各ポートフォリオ・マネジャーと交換した情報を参考に外国株式の投資判断を行います。
- ⑥ クライアント・ポートフォリオ・マネジメント・チームは、JF運用本部の国内株式運用や海外関係会社に運用を委託しているJF戦略による外国株式運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。
- ⑦ エクイティ・トレーディング本部は、上記③・④のチーム等による投資判断を受け、主に国内の株式の売買を執行します。
- ⑧ ポートフォリオ分析室は、運用実績の分析を行い、上記③・④・⑥のチーム等にその結果を提供します。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める下記の業務を行っています。

- ・ 投資助言・代理業
- ・ 有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業
- ・ 有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に関する第二種金融商品取引業

平成22年5月末現在、委託会社が設定・運用している追加型証券投資信託は122本、単位型証券投資信託は1本、親投資信託は55本を数え、販売は100社余りの金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者）および登録金融機関を通じて行っています。運用している証券投資信託の合計純資産総額は13,765億円（ただし、親投資信託を除きます。）です。

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、第19期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて、第20期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表及び第20期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		第19期 (平成21年 3 月31日)			第20期 (平成22年 3 月31日)		
資産の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
流動資産							
現金及び預金			13,273,564			4,432,272	
有価証券			—			6,701,185	
立替金			2,912			—	
前払費用			25,590			21,348	
未収入金			81,394			41,787	
未収委託者報酬			1,449,280			2,340,184	
未収収益			1,679,413			1,855,404	
未収還付法人税等			347,915			314,077	
繰延税金資産			565,915			414,964	
その他			97,879			139,989	
流動資産計			17,523,865	87.2		16,261,214	90.7
固定資産							
投資その他の資産			2,582,346			1,667,855	
投資有価証券		1,639,519			1,001,180		
敷金保証金		79,401			70,387		
繰延税金資産		843,805			562,869		
その他		19,619			33,419		
固定資産計			2,582,346	12.8		1,667,855	9.3
資産合計			20,106,212	100.0		17,929,069	100.0

		第19期 (平成21年 3 月31日)			第20期 (平成22年 3 月31日)		
負債の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
流動負債							
預り金			227,241			158,136	
未払金			1,473,824			2,568,492	
未払収益分配金		1,999			1,430		
未払償還金		22,246			20,556		
未払手数料		521,491			965,710		
その他未払金		928,087			1,580,796		
未払費用			1,213,341			1,574,533	
未払法人税等			14,482			—	
賞与引当金			1,115,766			494,529	
役員賞与引当金			66,080			—	
その他			—			52,624	
流動負債計			4,110,736	20.5		4,848,316	27.0
固定負債							
長期未払金			3,471			—	
賞与引当金			1,200,522			884,554	
役員賞与引当金			177,812			85,246	
退職給付引当金			294,701			447,183	
固定負債計			1,676,507	8.2		1,416,985	7.9
負債合計			5,787,244	28.7		6,265,301	34.9

有価証券分報公告（内国投資信託）

		第19期 (平成21年 3 月31日)			第20期 (平成22年 3 月31日)		
純資産の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
株主資本							
資本金			2,218,000	11.0		2,218,000	12.4
資本剰余金			1,000,000	5.0		1,000,000	5.6
資本準備金		1,000,000			1,000,000		
利益剰余金			11,338,597	56.4		8,424,686	47.0
利益準備金		33,676			33,676		
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		11,304,921			8,391,009		
株主資本計			14,556,597	72.4		11,642,686	65.0
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			△237,629	△1.1		21,081	0.1
評価・換算差額等計			△237,629	△1.1		21,081	0.1
純資産合計			14,318,967	71.3		11,663,768	65.1
負債・純資産合計			20,106,212	100.0		17,929,069	100.0

(2) 【損益計算書】

		第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)			第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
営業収益							
委託者報酬			15,781,383			14,034,721	
運用受託報酬			9,028,193			7,439,849	
その他営業収益			240,511			580,102	
営業収益計			25,050,087	100.0		22,054,673	100.0
営業費用							
支払手数料			5,986,412			5,582,113	
広告宣伝費			166,611			132,236	
調査費			5,395,927			4,769,376	
委託調査費		5,079,552			4,410,491		
調査費		290,580			344,634		
図書費		25,793			14,250		
委託計算費			373,679			335,638	
営業雑経費			388,946			334,860	
通信費		44,786			38,521		
印刷費		308,992			264,352		
協会費		29,547			27,634		
諸会費		5,620			4,352		
営業費用計			12,311,577	49.1		11,154,226	50.6

		第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)			第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
一般管理費							
給料			5,399,518			6,015,273	
役員報酬		159,032			124,543		
給料・手当		3,021,451			3,268,995		
賞与		1,002,858			1,218,577		
賞与引当金繰入額		957,374			1,151,159		
役員賞与		116,524			102,253		
役員賞与引当金繰入額		70,031			29,075		
その他の報酬		72,247			120,668		
福利厚生費			360,063			403,474	
交際費			48,650			40,926	
寄付金			15,685			23,157	
旅費交通費			173,409			136,000	
租税公課			68,074			67,296	
不動産賃借料			812,982			961,375	
退職給付費用			199,742			257,598	
退職金			210,774			50,768	
消耗器具備品費			117,591			113,857	
事務委託費			165,407			294,061	
関係会社付替費用			2,909,618			2,037,675	
諸経費			150,136			137,426	
一般管理費計			10,631,656	42.5		10,538,892	47.8
営業利益			2,106,853	8.4		361,555	1.6

		第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)			第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
営業外収益							
受取配当金		4,089			1,480		
投資有価証券売却益		12,155			148,708		
為替差益		—			176,041		
その他営業外収益		14,993			11,644		
営業外収益計			31,238	0.1		337,874	1.5
営業外費用							
為替差損		232,044			—		
投資有価証券売却損		50,453			193,920		
デリバティブ損失		—			32,039		
デリバティブ評価損		—			52,624		
その他営業外費用		37,008			22,453		
営業外費用計			319,506	1.3		301,037	1.4
経常利益			1,818,585	7.2		398,392	1.7
特別利益							
前期損益修正益		15,546			—		
特別利益計			15,546	0.1		—	—
特別損失							
投資有価証券評価損		1,260,823			—		
ゴルフ会員権評価損		16,296			—		
特別損失計			1,277,119	5.1		—	—
税引前当期純利益			557,013	2.2		398,392	1.7
法人税、住民税及び事業税			667,696	2.7		57,906	0.2
法人税等調整額			△306,338	△1.2		254,397	1.1
当期純利益			195,655	0.7		86,088	0.4

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,218,000	2,218,000
当期末残高	2,218,000	2,218,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,000,000	1,000,000
当期末残高	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	33,676	33,676
当期末残高	33,676	33,676
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	11,109,265	11,304,921
当期変動額		
剰余金の配当	—	△3,000,000
当期純利益	195,655	86,088
当期変動額合計	195,655	△2,913,911
当期末残高	11,304,921	8,391,009
株主資本合計		
前期末残高	14,360,942	14,556,597
当期変動額		
剰余金の配当	—	△3,000,000
当期純利益	195,655	86,088
当期変動額合計	195,655	△2,913,911
当期末残高	14,556,597	11,642,686
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△436,018	△237,629
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	198,390	258,711
当期変動額合計	198,390	258,711
当期末残高	△237,629	21,081
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△436,018	△237,629
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	198,390	258,711
当期変動額合計	198,390	258,711
当期末残高	△237,629	21,081
純資産合計		
前期末残高	13,924,923	14,318,967
当期変動額		
剰余金の配当	—	△3,000,000
当期純利益	195,655	86,088
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	198,390	258,711
当期変動額合計	394,045	△2,655,199
当期末残高	14,318,967	11,663,768

重要な会計方針

項目	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価 法（評価差額は全部純資産直入法に より処理し、売却原価は移動平均法 により算定）を採用しております。 —	その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用し ております。
2. デリバティブ等の評 価基準及び評価方法	—	デリバティブ 時価法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び 親会社の運営する株式報酬制度に 係る将来の費用負担に備えるため、 当事業年度に帰属する額を計上し ております。 (2)役員賞与引当金 役員に対する親会社の運営する株 式報酬制度に係る将来の費用負担 に備えるため、当事業年度に帰属す る額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備える ため、当事業年度末における退職給 付債務に基づき退職給付引当金を 計上しております。 過去勤務債務については、その発 生時における従業員の平均残存勤 務期間以内の一定の年数（8年） による定額法により、発生した事業 年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時 における従業員の平均残存勤務期 間以内の一定の年数（8年）によ る定額法により按分額を、それぞれ 発生した翌事業年度から費用処理 することとしております。	(1)賞与引当金 同左 (2)役員賞与引当金 同左 (3)退職給付引当金 同左
4. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理 は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

表示方法の変更

第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
(損益計算書)	(損益計算書)
1. 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度から「運用受託報酬」として計上しております。	—
2. 前事業年度において「有価証券売却益」として表示しておりましたものは、当事業年度から「投資有価証券売却益」として計上しております。	—
3. 前事業年度まで区分掲記しておりました「分配金・償還金時効」（当事業年度492千円）は、営業外収益の100分の10以下のため、営業外収益の「その他営業外収益」に含めて表示しております。	—
4. 前事業年度まで区分掲記しておりました「業法上の負担額」（当事業年度21,581千円）は、営業外費用の100分の10以下のため、営業外費用の「その他営業外費用」に含めて表示しております。	—

注記事項

(貸借対照表関係)

第19期 (平成21年3月31日)	第20期 (平成22年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(損益計算書関係)

第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
該当事項はありません。	同左

（株主資本等変動計算書関係）

第19期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	—	—	56,265
合計	56,265	—	—	56,265

第20期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	—	—	56,265
合計	56,265	—	—	56,265

2. 配当に関する事項

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成21年7月30日 臨時株主総会	普通株式	3,000,000	53,319	平成21年7月31日	平成21年8月5日

（リース取引関係）

第19期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）	第20期 （自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）
該当事項はありません。	同左

（金融商品関係）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

一時的な余資は主に流動性の高い公社債投資信託で運用しております。

自社が設定する投資信託について、その設定時に運用上十分な信託財産があることが見込めない場合には、「シードキャピタル」として当該投資信託を自己資金により取得することがあります。なお、シードキャピタルとして取得した当該投資信託の価格変動リスクを軽減する目的で先物取引を行うことがありますが、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権のうち、自社が設定・運用する投資信託から受領する未収委託者報酬、及び未収収益のうち国内年金基金等から受領する債権については信託銀行によって分別管理されているため一般債権とは異なり、信用リスクはほとんどないと認識しております。海外関係会社に対する未収収益は未払費用と部分的に相殺され、信用リスクが軽減されております。また、外貨建て債権の未収収益については為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建て債務と部分的に相殺され、為替変動リスクが軽減されております。

営業債務である未払金は基本的に3ヶ月以内の支払い期日であり、未払手数料、及び未払費用についてはそのほとんどが6ヶ月以内の支払い期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、上述の通り外貨建て債権と部分的に相殺され、リスクが軽減されております。

有価証券は、預金と同様の性質を有する流動性の高い公社債投資信託であり、市場リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、上述のシードキャピタルであり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、株価指数先物取引を行うことにより価格変動リスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引は、シードキャピタルの市場価格変動リスクの軽減を目的とした株価指数先物取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

（i）信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権のうち、海外関係会社に対する未収収益は担当部署が各関係会社ごとに期日及び残高を定期的に管理し、回収懸念の早期把握を図っております。

（ii）市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務のうち、大半を占める米国ドル建ての債権債務に対しての為替変動リスクについては担当部署が月次でモニタリングしており、債権もしくは債務の超過に対して米国ドル建て預金と円建て預金との間で資金移動をして為替変動リスクの軽減に努めております。

投資有価証券については、市場価格変動リスクの軽減を目的とした株価指数先物取引を行っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた管理規程に従い、担当部署が決済担当者の承認を得て行っております。取引実績は、四半期ごとに取締役会に報告しております。

（iii）資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適宜資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（2）金融商品の時価等に関する事項

- ① 平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、質的重要性の高いデリバティブ取引を除き、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	4,432,272	4,432,272	—
(2)有価証券	6,701,185	6,701,185	—
(3)未収委託者報酬	2,340,184	2,340,184	—
(4)未収収益	1,855,404	1,855,404	—
(5)投資有価証券	1,001,180	1,001,180	—
資産計	16,330,227	16,330,227	—
(1)未払手数料	965,710	965,710	—
(2)未払金	1,580,796	1,580,796	—
(3)未払費用	1,574,533	1,574,533	—
(4)デリバティブ取引	52,624	52,624	—
負債計	4,173,663	4,173,663	—

（注1）金融商品の時価算定方法

資産

(1)現金及び預金、(2)有価証券、(3)未収委託者報酬、及び(4)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

負債

(1)未払手数料、(2)未払金、及び(3)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)デリバティブ取引

取引を行う取引所における最終の価格によっております。

② 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,432,272	—	—	—
未収委託者報酬	2,340,184	—	—	—
未収収益	1,855,404	—	—	—
合計	8,627,861	—	—	—

（有価証券関係）

第19期（平成21年3月31日）

1. その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
その他 投資信託	2,040,176	1,639,519	△400,656

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
873,700	12,155	50,453

（注）当事業年度において、その他有価証券で時価のあるものについて1,260,823千円減損処理を行っております。

第20期（平成22年3月31日）

1. その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他 投資信託	589,030	465,635	123,395
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他 投資信託	412,150	500,000	△87,850
合計		1,001,180	965,635	35,545

（注）有価証券（貸借対照表計上額 6,701,185千円）については預金と同様に扱っており、時価評価をしていないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他 投資信託	1,029,329	148,708	193,920

（デリバティブ取引関係）

第19期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第20期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

（単位：千円）

区分	取引の種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 売建	807,576	—	860,200	△52,624

（注）時価の算定方法

取引を行う取引所における最終の価格によっております。

（退職給付関係）

第19期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）	第20期 （自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は平成19年10月に、確定拠出型年金制度及び、キャッシュバランス型年金制度を導入致しました。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職給付債務に関する事項	2. 退職給付債務に関する事項
（千円） ① 退職給付債務 299,861 ② 年金資産 — ③ 会計基準変更時差異 — ④ 未認識過去勤務債務 32,435 ⑤ 未認識数理計算上の差異 △37,595 ⑥ 退職給付引当金 294,701 （①＋②＋③＋④＋⑤）	（千円） ① 退職給付債務 454,283 ② 年金資産 — ③ 会計基準変更時差異 — ④ 未認識過去勤務債務 27,445 ⑤ 未認識数理計算上の差異 △34,545 ⑥ 退職給付引当金 447,183 （①＋②＋③＋④＋⑤）

第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																												
3. 退職給付費用に関する事項 (千円) <table> <tr> <td>① 勤務費用（注1）</td><td>150,141</td></tr> <tr> <td>② 利息費用</td><td>1,691</td></tr> <tr> <td>③ 過去勤務債務の費用処理額</td><td>△4,682</td></tr> <tr> <td>④ 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>△850</td></tr> <tr> <td>⑤ 確定拠出年金支払額</td><td>57,142</td></tr> <tr> <td>⑥ その他</td><td>△3,700</td></tr> <tr> <td>⑦ 退職給付費用 （①+②+③+④+⑤+⑥）</td><td>199,742</td></tr> </table> （注1）出向者分の費用は、上記金額に含まれておりません。	① 勤務費用（注1）	150,141	② 利息費用	1,691	③ 過去勤務債務の費用処理額	△4,682	④ 数理計算上の差異の費用処理額	△850	⑤ 確定拠出年金支払額	57,142	⑥ その他	△3,700	⑦ 退職給付費用 （①+②+③+④+⑤+⑥）	199,742	3. 退職給付費用に関する事項 (千円) <table> <tr> <td>① 勤務費用</td><td>175,146</td></tr> <tr> <td>② 利息費用</td><td>5,248</td></tr> <tr> <td>③ 過去勤務債務の費用処理額</td><td>△4,990</td></tr> <tr> <td>④ 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>4,591</td></tr> <tr> <td>⑤ 確定拠出年金支払額</td><td>62,916</td></tr> <tr> <td>⑥ その他（注1）</td><td>14,687</td></tr> <tr> <td>⑦ 退職給付費用 （①+②+③+④+⑤+⑥） （注2）</td><td>257,598</td></tr> </table> （注1）その他の金額は、主に当社への出向者分の退職給付費用であります。 （注2）当社からの出向者分の退職給付費用は、上記金額に含まれておりません。	① 勤務費用	175,146	② 利息費用	5,248	③ 過去勤務債務の費用処理額	△4,990	④ 数理計算上の差異の費用処理額	4,591	⑤ 確定拠出年金支払額	62,916	⑥ その他（注1）	14,687	⑦ 退職給付費用 （①+②+③+④+⑤+⑥） （注2）	257,598
① 勤務費用（注1）	150,141																												
② 利息費用	1,691																												
③ 過去勤務債務の費用処理額	△4,682																												
④ 数理計算上の差異の費用処理額	△850																												
⑤ 確定拠出年金支払額	57,142																												
⑥ その他	△3,700																												
⑦ 退職給付費用 （①+②+③+④+⑤+⑥）	199,742																												
① 勤務費用	175,146																												
② 利息費用	5,248																												
③ 過去勤務債務の費用処理額	△4,990																												
④ 数理計算上の差異の費用処理額	4,591																												
⑤ 確定拠出年金支払額	62,916																												
⑥ その他（注1）	14,687																												
⑦ 退職給付費用 （①+②+③+④+⑤+⑥） （注2）	257,598																												
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>① 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>期間定額方式</td></tr> <tr> <td>② 割引率</td><td>1.75%</td></tr> <tr> <td>③ 過去勤務債務の額の処理年数</td><td>8年</td></tr> </table> （発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。） <table> <tr> <td>④ 数理計算上の差異の処理年数</td><td>8年</td></tr> </table> （発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。）	① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式	② 割引率	1.75%	③ 過去勤務債務の額の処理年数	8年	④ 数理計算上の差異の処理年数	8年	4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>① 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>期間定額方式</td></tr> <tr> <td>② 割引率</td><td>1.75%</td></tr> <tr> <td>③ 過去勤務債務の額の処理年数</td><td>8年</td></tr> </table> （発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。） <table> <tr> <td>④ 数理計算上の差異の処理年数</td><td>8年</td></tr> </table> （発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。）	① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式	② 割引率	1.75%	③ 過去勤務債務の額の処理年数	8年	④ 数理計算上の差異の処理年数	8年												
① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式																												
② 割引率	1.75%																												
③ 過去勤務債務の額の処理年数	8年																												
④ 数理計算上の差異の処理年数	8年																												
① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式																												
② 割引率	1.75%																												
③ 過去勤務債務の額の処理年数	8年																												
④ 数理計算上の差異の処理年数	8年																												

（ストック・オプション等関係）

第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
該当事項はありません。	同左

（税効果会計関係）

第19期 (平成21年3月31日)	第20期 (平成22年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （流動） 繰延税金資産 (千円) 未払費用 104,851 賞与引当金 454,005 役員賞与引当金 26,888 その他 6,127 繰延税金資産小計 591,871 評価性引当額 △6,127 繰延税金資産合計 585,744 繰延税金負債 未収事業税 19,828 繰延税金資産の純額 565,915 （固定） 繰延税金資産 (千円) 賞与引当金 488,492 役員賞与引当金 72,351 退職給付引当金 119,913 その他 6,651 その他有価証券評価差額金 163,027 繰延税金資産小計 850,436 評価性引当額 △6,631 繰延税金資産合計 843,805 繰延税金資産の純額 843,805	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （流動） 繰延税金資産 (千円) 未払費用 24,704 賞与引当金 201,224 繰越欠損金 201,624 その他 12,154 繰延税金資産小計 439,707 評価性引当額 △7,278 繰延税金資産合計 432,428 繰延税金負債 未収事業税 17,463 繰延税金資産の純額 414,964 （固定） 繰延税金資産 (千円) 賞与引当金 359,925 役員賞与引当金 34,686 退職給付引当金 181,958 その他 7,391 繰延税金資産小計 583,963 評価性引当額 △6,630 繰延税金資産合計 577,332 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 14,463 繰延税金資産の純額 562,869
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%	法定実効税率	40.7%
（調整）		（調整）	
交際費等永久に損金に算入され ない項目	18.7%	交際費等永久に損金に算入され ない項目	38.7%
評価性引当額	2.3%	その他	△1.0%
その他	3.2%	税効果会計適用後の法人税等の負 担率	78.4%
税効果会計適用後の法人税等の負 担率	64.9%		

（企業結合等関係）

第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
共通支配下の取引等 1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要 (1)対象となった事業の名称及びその事業の内容 JPモルガン信託銀行株式会社（現ニューヨークメロン信託銀行株式会社）の一部業務（資産運用業務ならびに投資信託受益権等の募集の取扱い及び私募の取扱いに係る業務等） (2)企業結合の法的形式 JPモルガン信託銀行株式会社（現ニューヨークメロン信託銀行株式会社）を事業譲渡会社、当社を事業譲受会社とする事業譲渡 (3)結合後企業の名称 名称の変更はありません。 (4)取引の目的を含む取引の概要 米国の銀行持株会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニーのJPモルガン・アセット・マネジメント・グループに属するJPモルガン信託銀行株式会社（現ニューヨークメロン信託銀行株式会社）の資産運用業務と当社の資産運用業務を統合することで、顧客サービスのより一層の向上と経営資源の有効活用が図れるものと考え、業務を譲り受けました。 事業譲受日 平成20年5月31日 資産運用業務 平成20年7月31日 投資信託受益権等の募集の取扱い及び私募の取扱いに係る業務 譲り受けた資産負債の額 資産の額 857,471千円 (未収収益および未収入金) 負債の額 45,339千円 (未払費用および未払金) 2. 実施した会計処理の概要 本事業譲受は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正平成20年5月13日 企業会計基準適用指針第10号）に基づき、「共通支配下の取引」として会計処理を行っております。	—

（関連当事者情報）

第19期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	125 London Wall, London, EC2Y 5AJ, England	24百万ポンド	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任	調査費	1,959,309	未払費用	298,734
同一の親会社を持つ会社	JF Asset Management Limited	19/F Chater House, 8 Connaught Road, Central, HK	60百万香港ドル	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任役員の兼任	投資の助言・一任の受任	1,794,147	未収収益	293,631
同一の親会社を持つ会社（注2）	JPモルガン信託銀行株式会社（現ニューヨークメロン信託銀行株式会社）（注1）	東京都丸の内二丁目7番3号東京ビルディング（注2）	40億円（注2）	金融業（注2）	なし（注2）	資産運用業務、投資信託受益権等の募集及び私募の取扱い業務（注3）	事業の譲受	857,471	未収収益・未収入金	—
								45,339	未払費用・未払金	—

（注1）平成21年3月1日をもって親会社の変更に伴い、関連当事者の範囲から除外されております。

（注2）関連当事者であった最終日である平成21年2月28日時点の状況を記載しております。

（注3）事業譲受日、平成20年5月31日、および平成20年7月31日時点の状況を記載しております。事業譲受後、上記業務は行っておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 調査費に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。
- (2) 投資の助言・一任の受任に関しては、一般的な手数料率を勘案し、協議の上、受任契約を結んで行っております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

J Pモルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク（非上場）

第20期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	125 London Wall, London, EC2Y 5AJ, England	24百万ポンド	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任	調査費	2,199,785	未払費用	943,282
同一の親会社を持つ会社	JF Asset Management Limited	21/F Chater House, 8 Connaught Road, Central, HK	60百万香港ドル	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任役員の兼任	投資の助言・一任の受任	940,650	未収収益	205,555

（注1）取引金額および期末残高には、消費税等は含まれておりません。

（注2）取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 調査費に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。

(2) 投資の助言・一任の受任に関しては、一般的な手数料率を勘案し、協議の上、受任契約を結んで行っております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

J P モルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク（非上場）

（1株当たり情報）

第19期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）		第20期 （自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）	
1株当たり純資産額	254,491円56銭	1株当たり純資産額	207,300円59銭
1株当たり当期純利益	3,477円38銭	1株当たり当期純利益	1,530円06銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たりの当期純利益の算定上の基礎		1株当たりの当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	195,655千円	損益計算書上の当期純利益	86,088千円
普通株主に帰属しない金額	—	普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	195,655千円	普通株式に係る当期純利益	86,088千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株	普通株式の期中平均株式数	56,265株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為を行うことが禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ① 名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社
- ② 資本金の額 324,279百万円（平成22年3月末現在）
- ③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

名 称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

	名 称	資本金の額 (平成22年3月末現在)	事業の内容

1	東海東京証券株式会社	6,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
2	日興コーディアル証券株式会社	10,000百万円	同 上
3	楽天証券株式会社	7,477百万円 (平成22年4月1日現在)	同 上
4	ワイエム証券株式会社	1,270百万円	同 上
5	浜銀T T証券株式会社	3,307百万円	同 上
6	株式会社S B I 証券	47,937百万円	同 上
7	西日本シティT T証券株式会社	1,575百万円	同 上
8	株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

(3) 運用委託先の会社

名 称	資本金の額 (平成22年3月末現在)	事業の内容
J Fアセット・マネジメント・リミテッド	6,000万香港ドル	投資運用業務および投資顧問業を行っています。

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払等を行います。

(3) J Fアセット・マネジメント・リミテッド

当ファンドの投資顧問会社として、当ファンドに対し、委託会社から当ファンドの運用対象およびその投資比率を決定する権限の委託を受け、これらを決定します。

3【資本関係】

受託会社、販売会社および運用委託先の会社との間に直接的な資本関係はありません。

第3【参考情報】

下記の書類を関東財務局長へ提出しております。

平成21年10月29日	臨時報告書
平成22年1月25日	有価証券届出書
平成22年1月25日	有価証券報告書
平成22年1月29日	臨時報告書
平成22年4月20日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成21年12月24日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJ Fグレート・アジア3・ファンドの平成21年4月28日から平成21年10月26日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J Fグレート・アジア3・ファンドの平成21年10月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月24日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大木 一昭
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月22日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJ Fグレート・アジア3・ファンドの平成21年10月27日から平成22年4月26日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J Fグレート・アジア3・ファンドの平成22年4月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月23日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大木 一昭
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。